

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 6 号
発行日 令和 8 年 4 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
(子育て支援課)・・・1
- 綾部市行政手続条例の一部改正
(総務課)・・・11
- 綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・13
- 綾部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
(職員課)・・・14
- 綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正
(職員課)・・・17
- 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(職員課)・・・19
- 綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正
(学校教育課、高齢者支援課)・・・20
- 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
(子育て支援課)・・・21
- 綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・22

- 綾部市介護保険条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・29
 - 綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(上水道課)・・・33
 - 綾部市火災予防条例の一部改正
(消防本部予防課)・・・34
 - 綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
(消防本部管理課)・・・36
 - 綾部工業団地水処理センターの設置及び管理に関する条例の廃止
(下水道課)・・・37
 - 綾部市市税条例等の一部改正
(税務課)・・・38
- ### ○規 則
- 綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
(保健推進課)・・・42
 - 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則の一部改正
(保健推進課)・・・43
 - 綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則の一部改正
(保健推進課)・・・44
 - 綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定

	(定住・地域政策課)・・・45
・綾部市一般職職員の第2種初任給調整手当に関する規則の制定	(職員課)・・・46
・綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正	(職員課)・・・48
・綾部市職員の給料調整額に関する規則の一部改正	(職員課)・・・51
・綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	(職員課)・・・52
・綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部改正	(職員課)・・・53
・綾部市一般職職員の地域手当に関する規則の一部改正	(職員課)・・・54
・綾部市行政手続条例施行規則の一部改正	(総務課)・・・55
・綾部市聴聞規則の一部改正	(総務課)・・・56
・綾部市介護保険条例施行規則の一部改正	(高齢者支援課)・・・57
・綾部市火災予防条例施行規則の一部改正	(消防本部予防課)・・・58
・綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則の廃止	(下水道課)・・・59
・綾部市事務分掌規則の一部改正	(職員課)・・・60
・綾部市保育所等保育料に関する規則の一部改正	

	(子育て支援課)・・・61
・綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正	(職員課)・・・66
・綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正	(職員課)・・・69
・綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正	(消防本部管理課)・・・72
・綾部市市税の減免に関する規則の一部改正	(税務課)・・・73
・綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正	(税務課)・・・74
・綾部市保育所等保育料に関する規則の一部改正について	(子育て支援課)・・・97
・綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の一部改正	(子育て支援課)・・・98
○告示	
・指定居宅介護支援事業者事業廃止告示	(高齢者支援課)・・・99
・市道路線区域変更告示	(建設課)・・・100
・市道路線供用開始告示	(建設課)・・・101
・地縁団体変更告示(施福寺自治会)	(市民協働課)・・・104
・地縁団体変更告示(施福寺自治会)	

- (市民協働課)・・・105
- ・地縁団体変更告示(施福寺自治会)
- (市民協働課)・・・106
- ・町の区域及び名称変更告示
- (総務課)・・・107
- ・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について
- (障害者支援課)・・・108
- ・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について
- (障害者支援課)・・・109
- ・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について
- (障害者支援課)・・・110
- ・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について
- (障害者支援課)・・・111
- ・地縁団体認可告示(延町自治会)
- (市民協働課)・・・112
- ・建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等について定めた告示の一部改正
- (監理課)・・・113
- ・令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
- (税務課)・・・117
- ・綾部市工業団地工業用地譲受人選考委員会規程の一部改正
- (商工労政課)・・・118
- ・令和8年3月綾部市議会定例

- 会において議決を経た予算の要領の公表
- (財政課)・・・119
- ・綾部市5歳児健康診査事業実施要綱の制定
- (こども支援課)・・・120
- ・綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会設置要綱の制定
- (保健推進課)・・・122
- ・綾部市高齢者等見守りサービス事業実施要綱の制定
- (高齢者支援課)・・・123
- ・綾部市産後ケア事業実施要綱の一部改正
- (こども支援課)・・・133
- ・綾部市障害児通学支援事業実施要綱の一部改正
- (こども支援課)・・・134
- ・綾部市定住促進事業費補助金交付要綱の一部改正
- (定住・地域政策課)・・・136
- ・綾部市上下水道料金等の口座振替収納事務取扱要綱の一部改正
- (下水道課)・・・138
- ・綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱の一部改正
- (環境政策課)・・・139
- ・綾部市交通空白地有償運送事業費補助金交付要綱の一部改正
- (市民協働課)・・・140
- ・農林漁業振興補助金交付要綱の一部改正
- (林政課)・・・142
- ・綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱の一部改正
- (商工労政課)・・・144
- ・綾部市介護職員研修受講支援

事業補助金交付要綱の一部改正 (障害者支援課)・・・147	射済票交付手数料の徴収及び 収納事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・178
・綾部市UIターン福祉人材確保事業補助金交付要綱の一部改正 (障害者支援課)・・・148	・指定納付受託者の指定告示 (税務課)・・・179
・綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱の一部改正 (地域包括支援課)・・・149	・公金事務委託に関する告示 (環境政策課)・・・180
・綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱の一部改正 (地域包括支援課)・・・151	・綾部市婚活支援事業費補助金交付要綱の廃止 (市民協働課)・・・182
・綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱の一部改正 (環境政策課)・・・153	・綾部市地域公共交通会議設置要綱の廃止 (市民協働課)・・・183
・綾部市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱の制定 (子育て支援課)・・・154	・あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業に係る指定納付受託者に関する告示 (企画政策課)・・・184
・令和8年度綾部市一般廃棄物処理計画の制定 (環境政策課)・・・156	・あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業に係る指定納付受託者に関する告示 (企画政策課)・・・185
・令和8年度固定資産の価格等の登録 (税務課)・・・170	・綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱の廃止 (商工労政課)・・・186
・公金事務委託に関する告示 (税務課)・・・171	・綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱の廃止 (保健推進課)・・・187
・公金収納事務委託に関する告示 (環境政策課)・・・173	・綾部市更生訓練費支給要綱の廃止 (障害者支援課)・・・188
・綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・175	・綾部市健康づくり推進事業実施要綱の廃止 (保健推進課)・・・189
・綾部市公共下水道供用開始告示 (下水道課)・・・176	・綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱の一部改正 (商工労政課)・・・190
・犬の登録並びに狂犬病予防注	・綾部市創業サポート奨励金交付要綱の一部改正

	(商工労政課)・・・191
・綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正	(子育て支援課)・・・192
・綾部市満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部改正	(子育て支援課)・・・193
・綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部改正	(都市建築課)・・・194
・綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部改正	(障害者支援課)・・・196
・くらしの資金償還金の収納事務委託に関する告示	(社会福祉課)・・・197
○訓令甲	
・綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部改正	(障害者支援課)・・・198
・綾部市現業職員給与規程の一部改正	(職員課)・・・199
・綾部市決裁規程の一部改正	(総務課)・・・200
○公 告	
・公示送達	(税務課)・・・201
・公示送達	(市民・国保課)・・・202
・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画(案)の縦覧について	(農政課)・・・203
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	

て	(農政課)・・・204
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・205
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・206
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・207
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・208
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・209
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・210
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・211
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	

て	(税務課)・・・234
(農政課)・・・212	・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更について
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(農政課)・・・235
て	・高齢者用肺炎球菌感染症予防接種の実施
(農政課)・・・213	(保健推進課)・・・236
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	・带状疱疹予防接種の実施
て	(保健推進課)・・・237
(農政課)・・・214	・定期予防接種の実施
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(こども支援課)・・・238
て	・風しん第5期予防接種の実施
(農政課)・・・215	(保健推進課)・・・240
・綾部市職員採用試験の実施について	○上下水道事業管理規程
(職員課)・・・216	・綾部市上下水道部事務分掌規程の一部改正
・公示送達	(上水道課、下水道課)・・・241
(市民・国保課)・・・229	・綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	(下水道課)・・・242
て	・綾部市上下水道部事務決裁規程の一部改正
(農政課)・・・230	(上水道課)・・・243
・公示送達	・綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程の廃止
(税務課)・・・231	(下水道課)・・・245
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	○議会規程
て	・綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正
(農政課)・・・232	・・・246
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	○教育委員会規則
て	・綾部市立幼稚園規則の一部改正
(農政課)・・・233	・・・247
・公示送達	○教育委員会告示
(農政課)・・・233	・令和7年度第12回綾部市教育委員会会議招集告示
・公示送達	・・・248
	・綾部市立小中学校における通

級による指導実施要綱の制定	・ ・ ・ 249	府知事選挙における期日前投票所	・ ・ ・ 262
・ 綾部市給食費補助金交付要綱の一部改正	・ ・ ・ 251	・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 263
○教育長訓令甲		・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 264
・ 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正	・ ・ ・ 252	・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	・ ・ ・ 265
・ 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程の一部改正	・ ・ ・ 254	・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時	・ ・ ・ 266
○公平委員会規則		・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 267
・ 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	・ ・ ・ 255	・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時	・ ・ ・ 268
○公平委員会告示		・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更	・ ・ ・ 269
・ 公平委員会委員長選任告示	・ ・ ・ 256	・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	・ ・ ・ 270
○選挙管理委員会告示			
・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	・ ・ ・ 257		
・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	・ ・ ・ 258		
・ 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・ ・ ・ 259		
・ 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所	・ ・ ・ 260		
・ 令和8年4月5日執行の京都			

・ 令和 8 年 1 月 2 5 日 執行の綾 部市議会議員補欠選挙におけ る公職の候補者の選挙運動に 関する収支報告書の要旨	・ ・ ・ 274
・ 選挙人名簿抄本閲覧の状況に ついて	・ ・ ・ 278
○十倉財産区告示	
・ 綾部市十倉財産区議会招集告 示	・ ・ ・ 280

綾部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 号

綾部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 3 0 条の 1 4 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者

との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園

支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援

給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当

該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
 - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たり

の利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を

行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支

援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供する

ことができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項に

において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 2 号

綾部市行政手続条例の一部を改正する条例

綾部市行政手続条例（平成 8 年綾部市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」を「第 1 5 条第 3 項及び第 4 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 3 項及び第 4 項」に、「名あて人」を「名宛人」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」を「第 1 5 条第 3 項及び第 4 項並びに」に、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市行政手続条例（以下この項において「新条例」とい

う。) 第 15 条第 3 項及び第 4 項 (これらの規定を新条例第 22 条第 3 項 (新条例第 25 条後段において準用する場合を含む。) 及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 3 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 白道路定住支援住宅の項を削る。

別表 2 白道路定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 4 号

綾部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

綾部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙管理委員会の委員長	月額 21,000円
同委員	月額 17,000円

を

」

「

選挙管理委員会の委員長	月額 27,000円
同委員	月額 21,000円

に、

」

「

固定資産評価員	日額 8,000円
固定資産評価審査委員会の委員	日額 5,000円

を

」

条 例

固定資産評価員	日額 9,000円	に、
固定資産評価審査委員会の委員	日額 7,000円	

国民健康保険運営協議会の委員	日額 5,000円	を
民生委員推薦会の委員	日額 5,000円	
社会教育委員	日額 5,000円	
公民館運営審議会の委員	日額 5,000円	
図書館協議会の委員	日額 5,000円	
介護認定審査会の委員	日額 15,000円	

介護認定審査会の委員	日額 16,000円	に、
------------	---------------	----

開発事業紛争調整委員会の委員	日額 10,000円	を
その他臨時又は非常勤の委員、嘱託等の職にある者	日額82,500円又は 月額265,000円を 超えない範囲内で任命権 者が定める額	

「

開発事業紛争調整委員会の委員	日額 10,000円
障害者介護給付費等支給認定審査会の委員	日額 16,000円
スポーツ推進委員	年額 46,000円
いじめ防止対策推進委員会の委員	日額 15,000円
学校運営協議会の委員	日額 1,000円
文化財審議会の委員	日額 10,000円
上記以外の法令又は条例等で定める委員会及び審議会等の委員	日額 7,000円
その他の特別職の者	予算の範囲内で任命権者が定める額

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 5 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「管理職手当」の次に「、第 2 種初任給調整手当」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（第 2 種初任給調整手当）

第 8 条の 2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 4 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第 1 1 条の 2 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 1 2 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 5 2 を乗じたものから 1 年間における休日（勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。）に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額（その額に 5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第 2 種初任給調整手当を支給する。

2 第 2 種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第 2 種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、第 2 種初任給調整手当を支給する。

4 前 3 項に規定するもののほか、第 2 種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 1 1 条の 2 第 2 号中「当該職員の勤務地が所在する市町村が定める割合」を「人事

院規則 9-49（地域手当）で定める地域手当の級地に応じて規定された割合に準ずる割合」に改める。

第 18 条中「給料の月額及び」を「給料の月額並びに」に、「地域手当」を「第 2 種初任給調整手当及び地域手当」に改める。

第 19 条の 4 第 4 項及び第 5 項並びに第 19 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項中「地域手当」を「第 2 種初任給調整手当及び地域手当」に改める。

第 21 条第 2 項から第 4 項までの規定中「給料」の次に「、第 2 種初任給調整手当」を加える。

（綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年綾部市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「第 2 条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定中「新給与条例」を「綾部市一般職職員の給与に関する条例」に改め、同条第 4 項中「新給与条例」を「綾部市一般職職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項及び」に改め、同条第 5 項中「新給与条例」を「綾部市一般職職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 6 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「給料」の次に「、第 2 種初任給調整手当」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（第 2 種初任給調整手当）

第 7 条の 2 第 2 種初任給調整手当については、給与条例第 8 条の 2 に規定する第 2 種初任給調整手当の例による。この場合において、新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員に適用される給料表は第 4 条第 1 項に規定する給料表とし、当該フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は同条第 2 項及び第 3 項の規定により決定された級及び号給とする。

第 1 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該報酬の額が最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 条に規定する最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。

第 1 4 条第 2 項中「最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 条に規定する」を削り、同条第 3 項中「最低賃金法第 3 条に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 7 号

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例（昭和 6 1 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中筋教育集会所の項及び中筋老人憩の家の項を削る。

別表第 2 綾部市教育集会所の部中筋の款及び綾部市老人憩の家の部中筋の款を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 8 号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 3 号中「第 4 3 条第 2 項」を「第 4 3 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 9 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 0 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 1 0 条の 2 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 1 5 条の 6 中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改める。

第 1 5 条の 6 の 2 第 1 号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 1 5 条の 6 の 5 第 1 項第 3 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第15条の7第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条、第19条の3、第19条の4及び第19条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第15条の17 第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「若しくは第15条の6の3」を「、第15条の6の3若しくは第15条の14」に、「、第19条の3第1項（同条第3項）」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項（同条第3項又は第4項）」に、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項）」を「額、同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）」を「第19条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号

（同条第8項から第10項まで）に、「に定める額の算定」を「に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8」を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の14」に改め、「第19条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号」を「額、同条第5項」に、「第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」を「第19条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項」に改める。

第19条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「特定同一世帯所属者（次号及び第3号）の次に「並びに第5項」を、「合計数（次号及び第3号）の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第2項中「額」（「第1号」を「額（第1号）」に、「軽減額）」を「軽減額）」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特

定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第15条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第15条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額（第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）」と読み替えるものとする。

第19条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合

を含む。)及び同条第5項」に改める。

第19条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「第5項中「第15条第3項」を「第6項中「第15条第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「17万円」と、第6項」を「17万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「26万円」と、第6項」を「26万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保

険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第19条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の綾部市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 0 号

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例

綾部市介護保険条例（平成 1 2 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 3 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 第 1 2 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 1, 0 0 0 円以上 6 5 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア、第 1 3 号ア及び第 1 4 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいう。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 5 5 0, 0 0 0 円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。
- 2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 6 5 1, 0 0 0 円以上 1, 6 1 9, 0 0 0 円未満である者に限

る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。以下同じ。))を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定

の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

- 第14条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。)で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの(以下「みなし課税者」という。)がいる場合であつて、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免することができる。
- 2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、第1号被保険者又は配偶者若しくは世帯主の申請によらずに行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 1 号

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「管理職手当」の次に「、第 2 種初任給調整手当」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（第 2 種初任給調整手当）

第 4 条の 2 第 2 種初任給調整手当は、管理者が別に定める基準により職員に支給する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 2 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出し中「サウナ」を「一般サウナ」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「サウナ」を「一般サウナ」に改め、同条第 2 項中「サウナ」を「一般サウナ」に改め、同条を第 8 条の 3 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 8 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 1 0 号から第 1 4 号まで及び第 1 7 号から第 1 8 号の 3 まで、第 2 項第 6 号、第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 3 0 条の 7 第 1 項第 1 号中「機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第 4 5 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（6 の 2）簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第 4 5 条第 7 号中「サウナ」を「一般サウナ」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 3 号

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 4, 5 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 円」を「4 3 3 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 3 8 3 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「1 2, 9 0 0」を「1 3, 3 4 0」に、「1 3, 7 0 0」を「1 4, 1 7 0」に、「1 4, 5 0 0」を「1 5, 0 0 0」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「1 1, 3 0 0」を「1 1, 6 7 0」に、「1 2, 1 0 0」を「1 2, 5 0 0」に、「1 2, 9 0 0」を「1 3, 3 4 0」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9, 7 0 0」を「1 0, 0 0 0」に、「1 0, 5 0 0」を「1 0, 8 4 0」に、「1 1, 3 0 0」を「1 1, 6 7 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

綾部工業団地水処理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 4 号

綾部工業団地水処理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

綾部工業団地水処理センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 年綾部市条例第 2 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市条例第 1 5 号

綾部市市税条例等の一部を改正する条例

(綾部市市税条例の一部改正)

第 1 条 綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 条中「、第 6 9 条の 7 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 6 9 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 1 7 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 6 8 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 6 8 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 9 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 6 9 条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 6 9 条の 3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 9 条の 4 から第 6 9 条の 9 までを削る。

第 7 0 条（見出しを含む。）、第 7 1 条（見出しを含む。）及び第 7 3 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 7 5 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 7 6 条の見出し、第 7 7 条（見出しを含む。）及び第 7 8 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条第2項中「第68条第3項ただし書の規定によつて種別割を課する」を「第68条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課する」に、「。種別割」を「。軽自動車税」に、「第68条第3項ただし書の規定によつて種別割を課せられない」を「第68条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課せられない」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第8条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改め、同条を附則第8条の3とする。

附則第9条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第8条の3の2第1項」を削る。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項を同条第12項とする。

附則第11条の3第5項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第6項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第7項第5号及び第9項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第11項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第12項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2

条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第20条の2から第20条の6までを削る。

附則第21条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第21条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第21条の3第3項第2号、第21条の4第3項第2号及び第22条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第22条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第23条第5項第2号、第24条第2項第2号、第25条第2項第2号、第25条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第25条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

（綾部市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 綾部市市税条例の一部を改正する条例（平成26年綾部市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 4 号

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年綾部市条例第 2 0 号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和 8 年 3 月 1 6 日とする。

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 5 号

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年綾部市規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 8 年 4 月 1 日」を「別に規則で定める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 6 号

綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則

綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則（令和 7 年綾部市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 8 年 4 月 1 日」を「別に規則で定める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 7 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の施行期日を定める規則

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年綾部市条例第 5 4 号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

綾部市一般職職員の第2種初任給調整手当に関する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

綾部市長 四方 源太郎

綾部市規則第8号

綾部市一般職職員の第2種初任給調整手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号。以下「条例」という。）第8条の2に規定する第2種初任給調整手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(第2種初任給調整手当の特定額に関して規則で定める職員及び額)

第2条 条例第8条の2第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第4条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(第2種初任給調整手当の基準額)

第3条 条例第8条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額は、人事院規則9-34（初任給調整手当）で定める職員の在勤する地域に応じた額とする。

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

第4条 条例第8条の2第1項の規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

第5条 条例第8条の2第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特

定額との差額に綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年綾部市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。）に割り振られた勤務時間を減じたものを乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第6条 条例第8条の2第3項の規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 綾部市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年綾部市条例第31号。以下「定年等条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定を適用する。

3 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年綾部市条例第40号）附則第4条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 9 号

綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則（令和 7 年綾部市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「次に掲げる方法」の次に「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額」を加え、同項第 3 号中「第 1 号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「当該額とする」の次に「（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第 1 号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 3 条関係）

宿泊費基準額

区 分	宿泊費基準額（1 夜につき）	
	常勤の特別職	一般職
北海道	2 0, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
青森県	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
岩手県	1 3, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
宮城県	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
秋田県	1 4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
山形県	1 3, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
福島県	1 2, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
茨城県	1 4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
栃木県	1 4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
群馬県	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
埼玉県	2 1, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
千葉県	2 2, 0 0 0 円	1 7, 0 0 0 円
東京都	2 7, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円
神奈川県	2 1, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
新潟県	2 1, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円

規 則

富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円
静岡県	16,000円	12,000円
愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円
佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	13,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円
沖縄県	16,000円	12,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規

則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、
なお従前の例による。

規 則

綾部市職員の給料調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 0 号

綾部市職員の給料調整額に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の給料調整額に関する規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

教育委員会事務局	指導主事及び社会教育主事	1 0 0 分の 2 5 以内
----------	--------------	-----------------

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 1 号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を
改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 3 年綾部市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、1 8 月）」を削る。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 2 号

綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の給与に関する規則（昭和 3 6 年綾部市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「1 3 0 万円以下」を「1 3 0 万円未満（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1 5 0 万円未満）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 3 号

綾部市一般職職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の地域手当に関する規則（令和 7 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の4」を「100分の7」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 4 号

綾部市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市行政手続条例施行規則（平成 9 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（公示事項の閲覧方法）

第 3 条 行政手続条例第 1 5 条第 4 項（同条例第 2 2 条第 3 項（同条例第 2 5 条後段において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（同条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- （2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

綾部市聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 5 号

綾部市聴聞規則の一部を改正する規則

綾部市聴聞規則（平成 9 年綾部市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。
様式第 1 号から様式第 4 号までの規定中「㊟」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 6 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号中「及び主治医意見書を、綾部市から地域包括支援センター、介護サービス事業者の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示する」を「、主治医意見書、綾部市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、綾部市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 7 号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 号様式中

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

」

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

」

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 8 号

綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則を廃止する規則

綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則（平成 2 年綾部市規則第 3 1 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 9 号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表企画総務部の項担当の欄中「企画戦略担当、連携推進担当」を「企画担当」に改め、「、文書統計担当」を削り、「行政デジタル推進担当、情報システム担当」を「デジタル推進担当」に改め、「管理担当、」を削り、同表福祉部の項担当の欄中「、企画管理担当」を削り、同表定住交流部の項担当の欄中「観光振興担当、交流企画担当」を「観光交流担当」に改め、同表建設部の項担当の欄中「土木整備担当、土木維持担当」を「土木担当」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 0 号

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育所等保育料に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

満 3 歳未満保育認定子どもに係る保育料

各月初日において保育所等に入所する児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 （ 月 額 ）	
階 層 区 分	定 義	保育標準時間	保育短時間
A 階 層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0
B 階 層	A 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの保育料の算定にあつては前	0	0
C 1 階 層	市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	9, 8 0 0	9, 7 0 0

規 則

C 2 階層	年度分、当該年度の9月分から3月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税の所得割課税額が16,200円未満である世帯	10,700	10,600
C 3 階層		市町村民税の所得割課税額が16,200円以上32,400円未満である世帯	11,700	11,600
C 4 階層		市町村民税の所得割課税額が32,400円以上48,600円未満である世帯	12,700	12,500
C 5 階層		市町村民税の所得割課税額が48,600円以上53,900円未満である世帯	15,000	14,800
C 6 — 1 階層		市町村民税の所得割課税額が53,900円以上57,700円未満である世帯	16,500	16,300
C 6 — 2 階層		市町村民税の所得割課税額が57,700円以上59,200円未満である世帯		
C 7 階層		市町村民税の所得割課税額が59,200円以上64,500円未満である世帯	18,000	17,700
C 8 階層		市町村民税の所得割課税額が64,500円以上69,800円未満である世帯	21,000	20,700
C 9 階層		市町村民税の所得割課税額が69,800円以上	22,500	22,200

規 則

	75, 100円未満である世帯		
C10-1階層	市町村民税の所得割課税額が75, 100円以上77, 101円未満である世帯	24, 000	23, 600
C10-2階層	市町村民税の所得割課税額が77, 101円以上80, 400円未満である世帯		
C11階層	市町村民税の所得割課税額が80, 400円以上85, 700円未満である世帯	25, 500	25, 100
C12階層	市町村民税の所得割課税額が85, 700円以上91, 000円未満である世帯	27, 000	26, 600
C13階層	市町村民税の所得割課税額が91, 000円以上97, 000円未満である世帯	28, 500	28, 100
C14階層	市町村民税の所得割課税額が97, 000円以上111, 400円未満である世帯	31, 200	30, 700
C15階層	市町村民税の所得割課税額が111, 400円以上125, 800円未満である世帯	33, 400	32, 900
C16階層	市町村民税の所得割課税額が125, 800円以上140, 200円未満	35, 600	35, 000

規 則

	である世帯		
C 1 7 階層	市町村民税の所得割課税額が140,200円以上154,600円未満である世帯	37,800	37,200
C 1 8 階層	市町村民税の所得割課税額が154,600円以上169,000円未満である世帯	40,100	39,500
C 1 9 階層	市町村民税の所得割課税額が169,000円以上235,000円未満である世帯	42,700	42,000
C 2 0 階層	市町村民税の所得割課税額が235,000円以上301,000円未満である世帯	48,800	48,000
C 2 1 階層	市町村民税の所得割課税額が301,000円以上349,000円未満である世帯	56,000	55,100
C 2 2 階層	市町村民税の所得割課税額が349,000円以上397,000円未満である世帯	62,000	61,000
C 2 3 階層	市町村民税の所得割課税額が397,000円以上である世帯	72,800	71,600

別表備考第1項第1号中「C 4—1階層」を「C 6—1階層」に改め、同項第2号中「C 4—2階層からC 8階層」を「C 6—2階層からC 1 8階層」に改め、同表備考第2項中「C 5—1階層である」を「C 1 0—1階層である」に、「C 5—2階層からC 1 2階層」を「C 1 0—2階層からC 2 3階層」に、「C 5—1階層であって」を「C 1 0—1階層であって」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 1 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「号給欄によるものとし、同表に定めのないものについては、市長が別に定めるところによるもの」を「基礎号給欄に定める号給」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、経験年数等を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3 の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（経験年数を有する者の号給）

第 5 条の 2 4 月 1 日（以下この条において「任用日」という。）に任用するフルタイム会計年度任用職員のうち、前年度の末日から引き続き同一の職種に任用される者の号給は、その者の勤務実績（任用日前 1 年間における勤務成績が良好であり、かつ、通常の勤務時間の 1 週間当たりの平均時間が 1 5 時間 3 0 分以上である月が 6 月以上ある場合に限る。）に応じて、任用日前においてその者が受けていた号給の 1 号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定による号給は、職種別基準表の上限欄に定める号給を超えることはできない。

（特殊な経験等を有する者の号給）

第 5 条の 3 特殊な経験等を有する者を任用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、他の会計年度任用職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条、第 5 条、第 5 条の 2 関係）

職種別基準表

職 種	基 礎 号 給	上 限
-----	---------	-----

規 則

	職務の級	号	給	職務の級	号	給					
一般事務職員	1	5	1	1	5	15					
斎場事務職員											
ごみ収集業務員											
児童厚生員											
子育て支援員											
保育補助員											
集落支援員											
道路維持管理業務員											
用務員											
調理員											
特別支援教育支援員											
公用車運転手							1	15	1	1	23
斎場主任事務職員											
相談支援員											
生活保護就労支援員											
児童館館長											
主任子育て支援員											
保育士											
家庭相談員											
ヤングケアラー・コーディネーター											
児童指導員											
保育所等訪問支援員											
看護師（准看護師を含む。）											
消費生活相談員											
技師											
栄養士											
不登校等支援員											
養護職員											
調理員（食品衛生責任者）											
幼稚園教諭											
社会教育指導員											
発掘調査補助員											
管理栄養士	1	25	1	1	30						
助産師											
保健師											
学芸員											

規 則

事務職員（時間額）	1	25	1	25
看護師（時間額）	1	49	1	49
管理栄養士（時間額）	1	68	1	68
歯科衛生士（時間額）				
保健師（時間額）				
学校教育指導主事	2	1	2	1
スクールソーシャルワーカー				
学校教育総括指導主事	2	5	2	5

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 2 号

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 4 項中「並びに別表第 4（5）の項及び（6）の項」を「、（17）の項及び（18）の項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 5 項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第 3（14）の項の次に次の 4 項を加える。

<p>(15) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないものと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(16) 生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第</p>

	<p>1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 7 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 3 0 分から当該承認又は請求に係る回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(1 7) 9 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 1 2 1 日以上であるものに限る。次項において同じ。）が、次に掲げる事由により、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること。</p> <p>イ 学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして、次に掲げる事由に伴</p>	<p>一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>

<p>うその子の世話をを行うこと。</p> <p>(ア) 学校保健安全法第19条の規定による出席停止</p> <p>(イ) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設若しくは児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は（ア）の事由に準ずるもの</p> <p>ウ その子の教育又は保育に係る行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること。</p>	
<p>(18) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>

別表第4中（1）の項及び（2）の項を削り、（3）の項を（1）の項とし、（4）の項を（2）の項とし、（5）の項及び（6）の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第23号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 4 号

綾部市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

綾部市市税の減免に関する規則（昭和 6 1 年綾部市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 5 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 5 8 号の項及び様式第 5 9 号の項中「（種別割）」を削る。

様式第 4 号（裏）を次のように改める。

(裏)

口座振替のおすすめ

- ◎預貯金口座から自動的に払い込まれるので、納期のたびに金融機関へ行く手間が省け、納め忘れがなく安心です。
- ◎口座振替による納付をご希望の場合は「口座振替依頼書」の提出が必要です。依頼書は綾部市役所及び綾部市内の右記金融機関にあります。
- ◎預貯金口座のある右記金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局は全国)の窓口、その通帳・お届け印をご持参のうえ、お申込みください。

納付方法等について

- ◎下記の金融機関のほか、QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)でも納付できます。
京都銀行/京都北都信用金庫/京都丹の国農業協同組合/近畿労働金庫/ゆうちょ銀行・郵便局/綾部市役所
- ◎下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(※3) (50音順)

納付の際は現金のみのお取扱いとなります。

- ◎QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※4)を利用し、納付ができます。また、下記のスマートフォンアプリでも、バーコードを読み取ることにより、納付できます。(※5) (50音順)

- ◎上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。
「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)

◎スマートフォンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキングで納付された場合は、領収証書は発行されません。

- ※1 QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- ※2、4 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。
- ※3、5 合計納付額が30万円を超える場合はご利用いただけません。

お問い合わせ先	京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所 0773-42-3280(代表)
---------	--

様式第6号を次のように改める。

様式第6号

京都府綾部市		納付書 ㊤ 京都府綾部市		綾部市納付金納付書兼領収証書 ㊤		綾部市会計管理者	
口座番号	01000-0-0-960056	加入者名		口座番号	01000-0-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者
収納機関番号		納付番号		期別		納付区分	
指定期限		期別		納付者氏名			

合計金額 円

確定番号

通知書番号

額金券証

この額はきよまつがけな

税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
指定期限	
通知書番号	
備考	

※切りとらないでお出しください

税額	円	督促手数料	円	延滞金	円
納付者				領収日付印	
CYS収納用				上記のとおり納付します。	

上記の金額を領収したので通知します。 綾部市会計管理者様

[取りまとめ金融機関]
ゆうちょ銀行 公金QR 受付現金事務センター
京都銀行 綾部支店

収納代行業者 地銀ネットワークサービス(株) (綾部市控え)

納付書 ㊤ 京都府綾部市

口座番号	01000-0-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者
期別		額金券証	
通知書番号		納付者氏名	

主管課名	京都府綾部市	領収日付印	
------	--------	-------	--

収納代行業者 地銀ネットワークサービス(株) (金融機関/郵便局控)

綾部市納付金納付書兼領収証書 ㊤

口座番号	01000-0-0-960056	加入者名	綾部市会計管理者
------	------------------	------	----------

※証券による納付の場合の支払が領収証書は失効

以下の金額を指定期限までに納付してください。 下記のとおりで領収しました。

指定期限		通知書番号	
納付番号		標識番号	
合計金額	円	領収日付印	
税額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		

※収入印紙不要 (納入者保管)

お問い合わせ窓口、納付場所などは、裏面に記載しております。 ※領収証書は5年間大切に保管してください。

軽自動車税納税証明書 (継続検査用)

上記の文字を*印で消字したものは前年度以前分が未納です。

標識番号(車両番号)

有効期限

上記の軽自動車等に係る軽自動車税は滞納(延滞金を含む)がないことを証明します。

京都府綾部市長 印

領収日付印

標識番号、有効期限を抹消しているもの、領収日付印のないものは無効です。

※収入印紙不要

※支払の際は切り離すように提出ください

(裏)

納付方法等について
 ◎下記の金融機関のほか、QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)でも納付できます。
 京都銀行/京都北都信用金庫/京都丹の国農業協同組合/近畿労働金庫/ゆうちょ銀行・郵便局/綾部市役所

◎下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(※3) (50音順)

納付の際は現金のみのお取扱いとなります。

◎QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※4)を利用し、納付ができます。また、下記のスマートフォンアプリでも、バーコードを読み取ることにより、納付できます。(※5) (50音順)

◎上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。
 「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)

◎スマートフォンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキングで納付された場合は、領収証書は発行されません。

※1 QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。
 ※2、4 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。
 ※3、5 合計納付額が30万円を超える場合はご利用いただけません。

お問い合わせ先	京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所 0773-42-3280(代表)
---------	--

この証明書は車検証の返付を受けるのに必要です。大切に保管してください。

表面の証明欄が*印で消字したものは、継続検査対象外の車両であるいは前年度以前分が未納のため無効です。ご了承ください。

※この証明書は継続検査用に使われる際にお切り離し

°いさだくし

様式第39号を次のように改める。
様式第39号

軽自動車税納税証明書

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
車両番号		
納税済年月日	年 月 日	
証明書有効期限	年 月 日	
備考		
(注)		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府綾部市長

印

様式第40号を次のように改める。

様式第40号

年 月 日

様

綾部市長 印

問い合わせ先

口座振替済通知書

義務者氏名

◎振替済みの情報

納 期	税 目	通知書番号	標識番号	納 期 限 年 月 日	金 額	振 替 日 年 月 日

◎口座情報

金 融 機 関 名			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			

お知らせ

- ①この通知書をもって、口座振替の領収書に代えさせていただきますので5年間大切に保存してください。
- ②口座振替を取り消したり金融機関等を変更される場合は、契約している金融機関又は上記の問い合わせ先まで申し出てください。
- ③住所、氏名等の変更がある場合は、上記の問い合わせ先まで申し出てください。

-----切り取り線（証明部分をご使用の場合は、お手数ですが切り取りご使用ください。）-----

年度軽自動車税納税証明書（車検用）

納税義務者	
標 識 番 号	
証明書有効期限	年 月 日
収 納 日	年 月 日

年 月 日

綾部市長 印

上記の軽自動車に係る軽自動車税は、滞納がないことを証します。

様式第41号（裏）を次のように改める。

（裏）

1 納付方法等について

- ◎京都銀行 ◎京都北都信用金庫 ◎京都丹の国農業協同組合 ◎ゆうちょ銀行・郵便局
- ◎近畿労働金庫 ◎綾部市役所（※閉庁日を除く毎週木曜日は午後7時まで納付できます。）
- ◎QRコード（※1）に対応した金融機関（※2）
- ◎コンビニエンスストア全国各店舗（納付書裏面をご確認ください。）
- ◎スマートフォンアプリ（50音順）
- QRコードに対応したスマートフォンアプリ（※3）

※1 QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなどの最新の情報は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

◎上記の他、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL <https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

2 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合（平成26年1月1日以降）で計算された金額

- ・納期限後1か月以内：延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（※1）（上限年7.3%）
- ・納期限後1か月经過後：延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（※1）（上限年14.6%）

※1 適用される延滞金割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市のホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状（納付書）1通につき100円

3 不服の申立て

この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過する日と、地方税法第19条の4に規定する日とのいずれか早い日までに市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

規 則

様式第4号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税・府民税及び森林環境税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例、京都府府税条例並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)
森林環境税 1,000円

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成26年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
 - ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
- ※Bの下線部は、次の算式により求めた税率
個人住民税の課税所得金額-人的控除差調整額-(所得税の基礎控除額-48万円)
※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
- ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
 - ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税及び森林環境税の額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合(平成26年1月1日以降)で計算された金額

- ・納期限後1か月以内 : 延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(※1)(上限年7.3%)
- ・納期限後1か月経過後 : 延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(※1)(上限年14.6%)

※1 適用される延滞金割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市のホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状(納付書)1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付方法等について

- 綾部市役所○京都銀行○京都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫
- QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)
- 下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第46号(裏)を次のように改める。

Table with columns for tax calculation items (e.g., 総所得金額, 課税所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①所得控除 and ②所得控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 納税者本人の所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 課税所得金額, 利益の配当等) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 課税所得金額, 利益の配当等) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 総所得金額, 課税所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①所得控除 and ②所得控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 納税者本人の所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 納税者本人の所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 課税所得金額, 利益の配当等) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 総所得金額, 課税所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①所得控除 and ②所得控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 納税者本人の所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 納税者本人の所得金額) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 課税所得金額, 利益の配当等) and their corresponding amounts. Includes sections for ①基礎控除 and ②基礎控除.

規 則

様式第47号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税、府民税及び森林環境税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例、京都府府税条例並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)
森林環境税 1,000円

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証 券 外 貨 建 等 以 外 の 証 券 投 資 信 託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
投 資 信 託 等 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成26年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	府民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
 - ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
- ※Bの下線部は、次の算式により求めた税率
個人住民税の課税所得金額-人的控除差調整額-(所得税の基礎控除額-48万円)
- ※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
- ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
 - ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

4 納 期

期 別	納 期						納 期 限		
第1期分	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日
第2期分	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日
第3期分	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日
第4期分	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日

(注) 市・府民税額及び森林環境税の額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合(平成26年1月1日以降)で計算された金額

- ・納期限後1か月以内 : 延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(※1)(上限年7.3%)
- ・納期限後1か経過後 : 延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(※1)(上限年14.6%)

※1 適用される延滞金割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状(納付書)1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付方法等について

- 綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫
- QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)
- 下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

規 則

様式第48号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税・府民税及び森林環境税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例、京都府府税条例並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)
森林環境税 1,000円

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証 券 外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等 外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %

※Bの下線部は、次の算式により求めた税率

個人住民税の課税所得金額-人的控除差調整額-(所得税の基礎控除額-48万円)

※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額-2千円)×10%

(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額 (5万円未満の場合は、5万円) の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成26年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

4 納 期

期 別	納 期			納 期 限		
第1期分	年	月	日から	年	月	日まで
第2期分	年	月	日から	年	月	日まで
第3期分	年	月	日から	年	月	日まで
第4期分	年	月	日から	年	月	日まで

(注) 市・府民税及び森林環境税の額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合(平成26年1月1日以降)で計算された金額

- ・納期限後1か月以内 : 延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(※1)(上限年7.3%)
- ・納期限後1か経過後 : 延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(※1)(上限年14.6%)

※1 適用される延滞金割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状(納付書)1通につき100円

6 滞納処分

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付方法等について

- 綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫
- QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)
- 下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

規 則

様式第51号（裏）を次のように改める。

（裏）

この税金の課税の根拠などについて
この「納税通知書」による 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠 地方税法及び綾部市市税条例の規定により、本市に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して固定資産税が、本市の用途地域内に所在する土地及び家屋に対して都市計画税が課税されます。
都市計画税は都市計画事業（道路・公園・下水道などの都市施設の設備）又は土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、目的税として固定資産税と併せて納める税金です。
2. 納税義務者 年1月1日現在の固定資産の所有者です。
3. 税 率 固定資産税 課税標準額×1.5% 都市計画税 課税標準額×0.1%

4. 納 期	期 別	納 期					
	第1期分	年	月	日から	年	月	日まで
	第2期分	年	月	日から	年	月	日まで
	第3期分	年	月	日から	年	月	日まで
	第4期分	年	月	日から	年	月	日まで

口座振替日は納期限となります。（全期分は第1期分と同じ。）

なお、納期限が休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限となります。

5. 延滞金、督促手数料、滞納処分

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合（平成26年1月1日以降）で計算された金額です。

- ・納期限後1か月以内：延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（※1）（上限年7.3%）
- ・納期限後1か月経過後：延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（※1）（上限年14.6%）

※1 適用される延滞金割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状（納付書）1通につき100円

滞納処分…督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。（地方税法第463条の27第1項第1号）

6. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項（固定資産の価格以外）に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。この処分については、前記の審査の申出に対する固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、取消しの訴えを提起することができます。

7. 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード（※1）に対応した金融機関（※2）

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。（50音順）

○次のスマートフォンアプリ（50音順）

QRコードに対応したスマートフォンアプリ（※3）

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp](https://www.payment.eltax.lta.go.jp)

8. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

○住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。

○領収書は5年間保存してください。

○この通知書では納付できません。

様式第58号を次のように改める。

様式第58号

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

綾部市長 様

次のとおり申告(報告)及び申請します。

納税者 (申告・報告)義務者	申告の理由		種別		綾部市	
	新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	標識番号	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	納税義務発生日 年 月 日	年 月 日
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 左記所有者の住所又は所在地と同じ <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> その他 ()		旧標識番号	
生年月日	年 月 日	電話番号	車名	型式及び年式	型式	原動機の型式番号
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ <input type="checkbox"/> 所有者と同じ		車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW	
生年月日	年 月 日	電話番号	長さ	幅	最高速度	最高出力 kW
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ <input type="checkbox"/> 所有者と同じ		長さ	幅	最高速度	最高出力 kW
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ <input type="checkbox"/> 所有者と同じ		長さ	幅	最高速度	最高出力 kW
電話番号			長さ	幅	最高速度	最高出力 kW
届出者	上記		原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー		販売渡 証明書	
	住所又は所在地		住所又は所在地		住所又は所在地	
	氏名又は名称		氏名又は名称		氏名又は名称	
	電話番号		電話番号		電話番号	

様式第59号を次のように改める。

様式第59号

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日
綾部市長
綾部市長 様

次のとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由		種 別		綾 部 市	
廃 車		原動機付自転車		標識番号	
<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力70.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力70.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー		小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()		廃 車 年 月 日	
廃棄 譲渡 転出 盗難・紛失 その他 ()		<input type="checkbox"/> 左記所有者の住所又は所在地と同じ <input type="checkbox"/>		廃 車 年 月 日	
主たる定置場		車 名		原動機の型式番号	
〒		型 式 及 び 年 式		型 式 認 定 番 号	
(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称		型 式 年 式		総排気量又は定格出力 L kW	
生年月日 〒 <input type="checkbox"/> 所有者と同じ		車 台 番 号		最高速度 km/h	
住 所 又 は 所 在 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称		長 さ cm		幅 cm	
生年月日 〒 <input type="checkbox"/> 所有者と同じ		標識返納の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		最高出力 kW	
住 所 又 は 所 在 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称		盗難 届出 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 () [具体的に:]		標識返納がない場合、その理由	
生年月日 〒 <input type="checkbox"/> 所有者と同じ		届出年月日 年 月 日		被害年月日 年 月 日	
住 所 又 は 所 在 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称		届出警察署 警察署		交番・駐在所	
電話番号 <input type="checkbox"/> 所有者と同じ		受理番号			

様式第60号を次のように改める。

様式第60号

(表)

世帯識別	
------	--

様

年度 軽自動車税納税通知書

年度の軽自動車税を下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

綾部市長

印

標 識 番 号	種 別	税 額	所 有 者 名	通 知 書 番 号
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		台	円	／ ページ

納期限の日に下記口座から振り替えさせていただきます。

金融機関名			
支 店 名			
口 座 番 号		種 別	
口座名義人			

期 別	年度 全期分
納期限	年 月 日

納付場所	金 融 機 関 等	綾部市役所・京都銀行・京都北都信用金庫・京都丹の国農業協同組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局
	コンビニエンスストア	
	スマートフォンアプリ	

・e Lマークの記載面にQRコード（※）が記載された納付書は、QRコードに対応した金融機関やスマートフォンアプリでも納付できます。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

規 則
(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の軽自動車税の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠

この税金は、地方税法及び綾部市市税条例の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、軽二輪、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、別表により 年 月 日の所有者に課せられます。

2. 申 告

廃車・購入又は機械・所有者の変更等があったときは、市税条例の規定による申告をしてください。

3. 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法及び綾部市財務条例の規定に基づき、次の割合（平成26年1月1日以降）で計算された金額

・納期限後1か月以内：延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（※1）（上限7.3%）

・納期限後1か月経過後：延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（※1）（上限14.6%）

※1 適用される延滞金割合については、納期限の翌日から納付の日までの期間により異なりますので、詳細については、綾部市ホームページでご確認ください。

督促手数料…督促状（納付書）1通につき100円

4. 滞 納 処 分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。（地方税法第463条の27第1項第1号）

5. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

6. 減 免

障害者手帳等の交付を受けている方は、減免になる場合がありますので、納期限（ 年 月 日）までに申請してください。

※軽自動車税の減免を受けている方が普通自動車に乗り換えられた場合、同一年度内に自動車税の減免を受けることはできませんので、ご注意ください。

7. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名（名称）等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

(別表)

◆原動機付自転車及び二輪車等の税率（税額）

◆三輪及び四輪の軽自動車の税率（税額）

◆三輪及び四輪の軽自動車の軽減税率（税額）

様式第 6 1 号を次のように改める。

様式第 6 1 号

通知書番号	
-------	--

様

年度 軽自動車税税額変更（決定）通知書

あなたの軽自動車税額を、下記のとおり変更（決定）しましたので通知します。

年 月 日

綾部市長

印

◎ 軽自動車税変更（決定）の明細

賦課年度	年度	
登録年月日	年	月 日
廃車年月日	年	月 日
標識番号		
種別		
税額	変更前	円
	変更後	円
	差引増減	円
変更（決定）の理由等		
納期限日	年	月 日

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第62号を次のように改める。
 様式第62号

原動機付自転車・小型特殊自動車課税非課税申請書

種 類	車 名	車体番号	総排気量	標識番号
備品台帳登録事項		保管責任者		
登 録		取扱責任者		
登録番号		使 用 者		
購入期日		使用の目的		
購入先				
<p>上記のとおり、地方税法第443条に該当し公用又は公共の用に供するものですから軽自動車税について非課税とされるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>綾部市長 様</p> <p style="text-align: right;">(請求人) 官公署名 氏 名</p>				

- 備 考
- 1 請求人は所属長とし、公印を押してください。
 - 2 保管責任者、取扱責任者及び使用者は、官公署、所属課名を記入してください。
 - 3 使用の目的は、具体的に記入してください。

様式第63号を次のように改める。
様式第63号

軽自動車税標識交付証明書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

納税義務者	住所 (所在地)
氏名 (名称)	

証 明 事 項	
標識番号	種 別
車 名	型式認定番号
型 式	原動機の型式番号
車 台 番 号	登 録 年 月 日
総排気量 又は定格出力	備 考

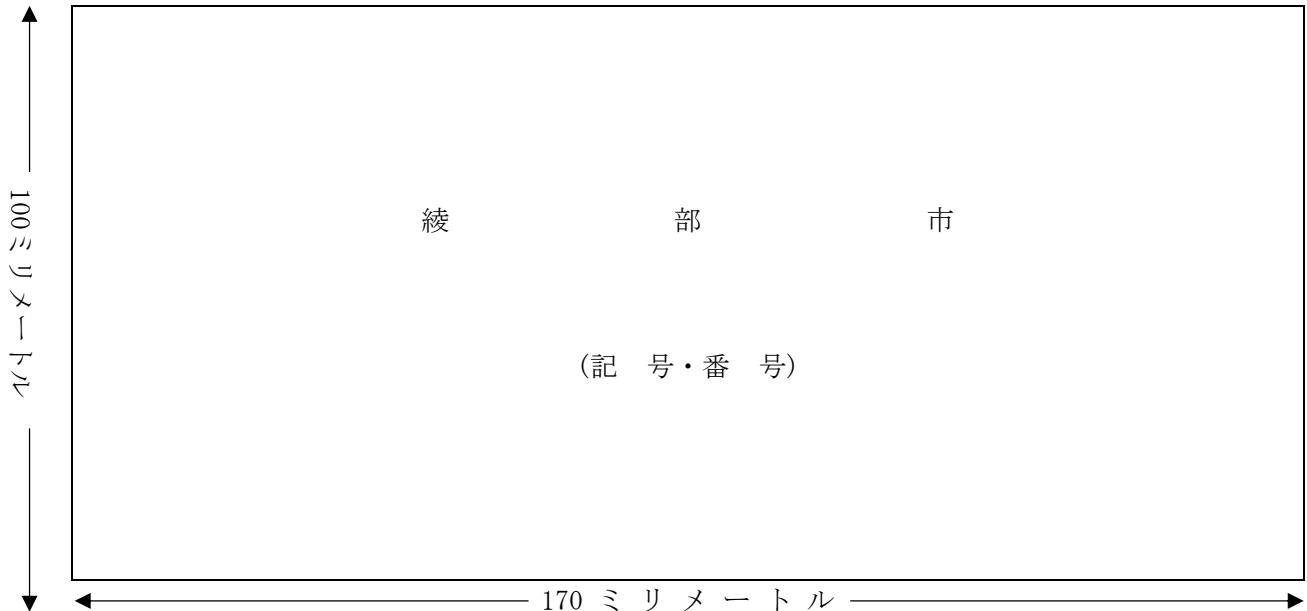
年 月 日

京都府綾部市長

様式第64号を次のように改める。

様式第64号

原動機付自転車等標識



(備 考)

1 標識の他の塗色は、次による。

- (イ) 市税条例第70条第1号アの原動機付自転車にあつては、白色
- (ロ) 市税条例第70条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
- (ハ) 市税条例第70条第1号ウの原動機付自転車にあつては、薄桃色
- (ニ) 市税条例第70条第1号エの原動機付自転車にあつては、薄青色
- (ホ) 市税条例第70条第2号イの小型特殊自動車のうち農耕作業用にあつては、白色
- (ヘ) 市税条例第70条第2号イの小型特殊自動車のうち農耕作業用以外のものにあつては、緑色

2 標識の文字の塗色は、次による。

- (イ) 軽自動車税が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色

様式第65号を次のように改める。

様式第65号

軽自動車税減免申請書

〔身体障害者用・戦傷病者用・知的障害者用・精神障害者用〕

〔常時介護者運転用（身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者）〕

年 月 日

綾部市長 様

申請者（納税義務者）

住 所

氏 名

電話番号

個人（法人）番号

車両番号		取得年月日 年 月 日	
種別	用途	車名	型式
車台番号	乗車定員 人（ 人）	総排気量又は定格出力 cc kw	
定置場（使用の本拠の位置） <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ			
所有者住所 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		氏名 <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ	
運転者住所 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		氏名 <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ	
運転免許 種類 番号	免許の条件等		
運転免許の交付年月日 年 月 日		運転免許の有効期限 年 月 日	
障害者住所 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		障害者氏名 <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ	
障害者手帳の種類・番号 （身障・戦傷・療育・精神） 府・市 号	障害者手帳の交付年月日 年 月 日	障害者の生年月日 年 月 日	
障害名、傷病名		障害、傷病の程度 級・症	
減免を受けようとする理由 〔 〕 現在受けている減免の状況（該当の番号を○で囲んでください。） ① 軽自動車税の減免を受けている。 （標識番号 ） ② 自動車税の減免を受けている。 （標識番号 ）			

◎ 障害者以外の方が所有又は運転する場合は、裏面の『使用状況に関する事項』も記入してください。

使用状況に関する事項

氏 名	勤 務 先	障害者 との続柄	生 活 状 況
障害者 <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ	勤務先・学校(施設)名	本人	<input type="checkbox"/> 単身で生活している <input type="checkbox"/> 単身で生活していない
申請者 <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ	勤務先		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている <input type="checkbox"/> 生計を異にしている
運転者 <input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ	勤務先		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている <input type="checkbox"/> 生計を異にしている
	障害者のために軽自動車等を使用する内容	左以外のために軽自動車等を使用する内容	
使用の目的			
使用する区間			
使用時間	1日 平均 約 時間 分 上記のうち障害者等のために使用する時間		
	1日 平均 約 時間 分		
上記のとおり専ら障害者のために軽自動車等を使用します。			
運転者 氏名			

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 6 号

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育所等保育料に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表備考第 6 項中「附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 7 号

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表及び 2 の表中「第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に、「第 2 5 項」を「第 3 5 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第17号

次の指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月5日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 申請者の名称 社会福祉法人 どんぐりの家
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 どんぐりの家 居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市里町向屋敷33番地
- 5 指定事業所番号 2671800296
- 6 廃止の年月日 令和8年3月31日

綾部市告示第 18 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 8 年 3 月 6 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0499	綾高東線	岡町中沢 6 番 9	64.85	前	最大 3.92 最小 3.42
				後	最大 6.00 最小 6.00

綾部市告示第 19 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 6 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

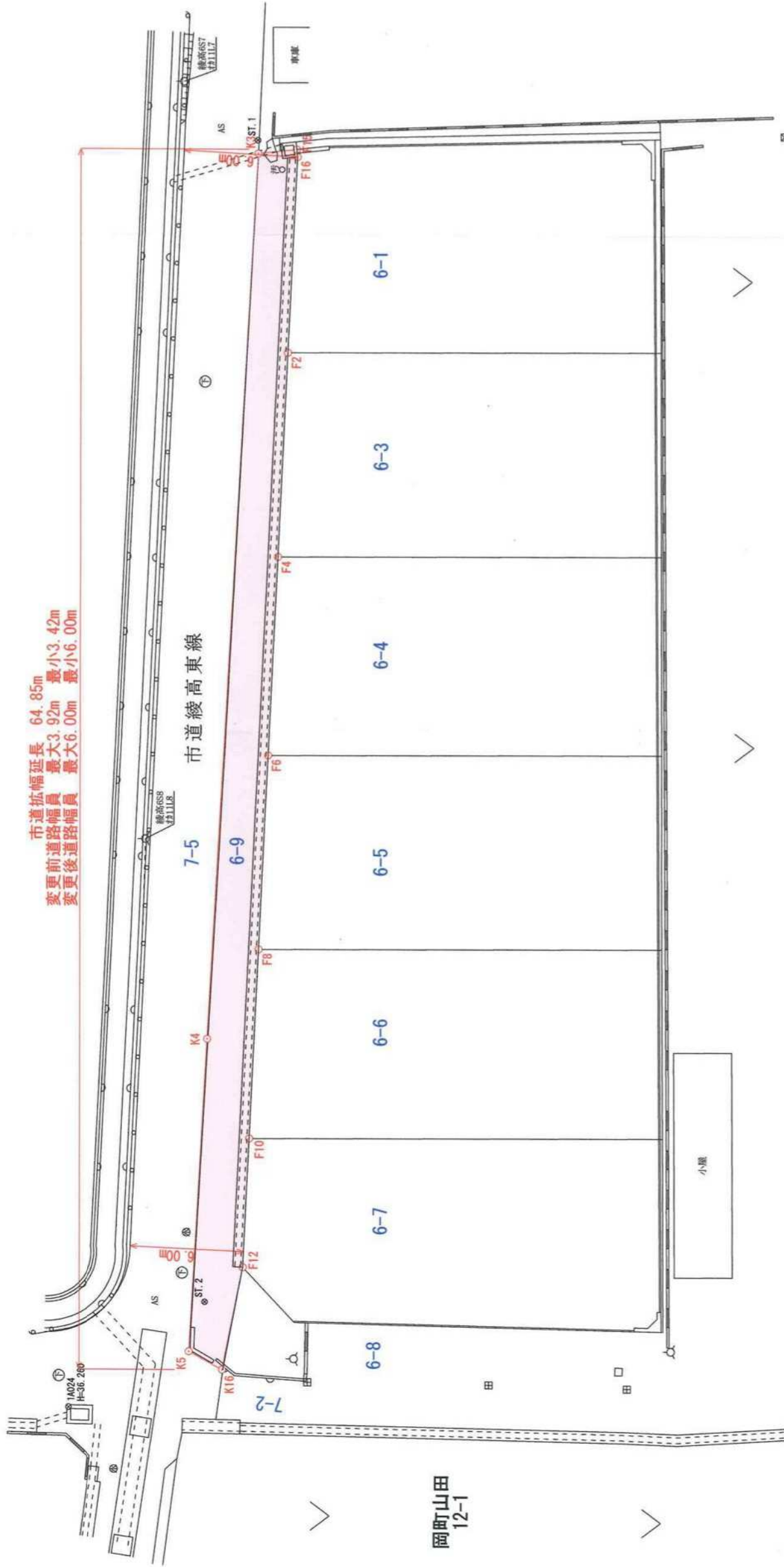
令和 8 年 3 月 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 8 年 3 月 6 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0499	綾高東線	岡町中沢 6 番 9	岡町中沢 6 番 9

平面図 S=1:250
綾部市岡町中沢地内



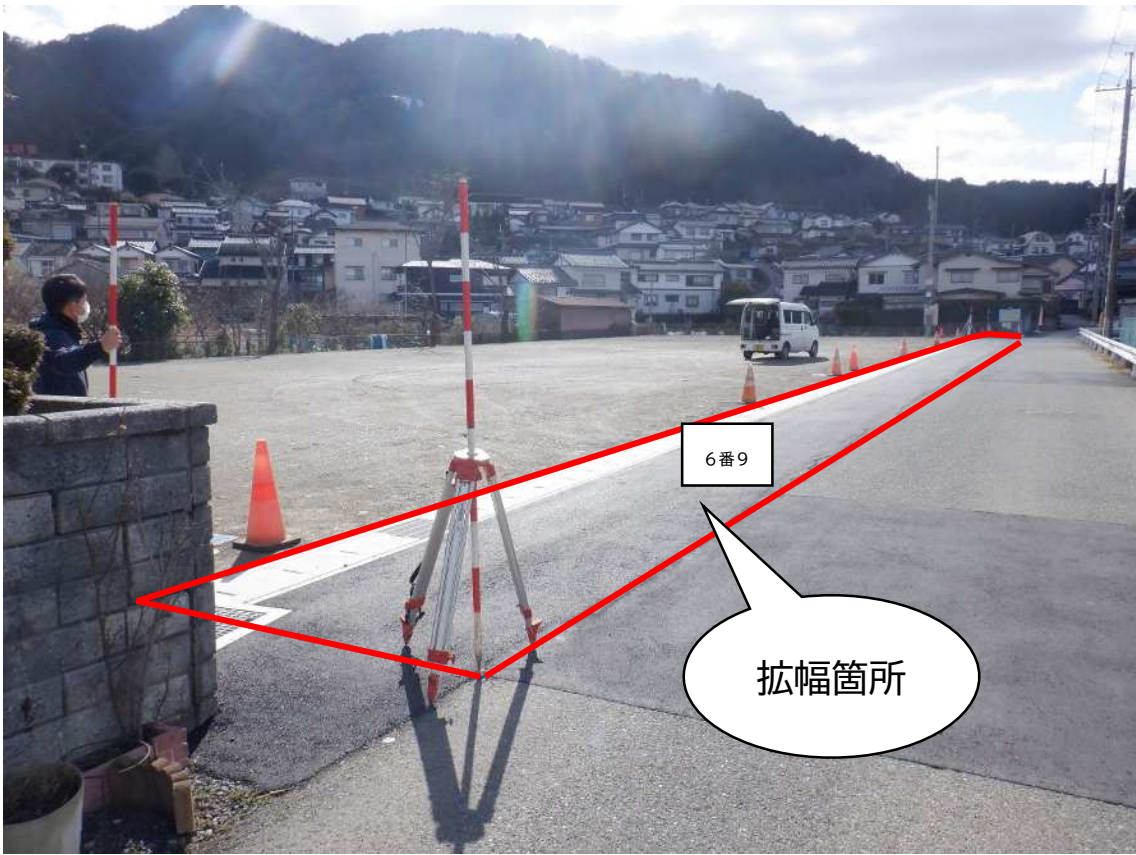
点名	X座標	Y座標	標識
F16	-77380.578	-69234.244	金属標
F15	-77380.178	-69234.291	金属標
K3	-77380.402	-69236.322	金属標
K4	-77421.328	-69238.960	金属標
K5	-77443.900	-69239.891	金属標
K16	-77444.852	-69238.132	金属標
F12	-77439.417	-69237.048	金属標
F10	-77432.596	-69236.723	金属標
F8	-77422.579	-69236.246	金属標
F6	-77412.313	-69235.756	金属標
F4	-77401.781	-69235.255	金属標
F2	-77390.965	-69234.739	金属標

座標リスト 【世界測地系】 第6系

点名	X座標	Y座標	標高
10A44	-77344.642	-69234.746	
1A024	-77446.854	-69246.278	36.260
ST.1	-77379.698	-69236.340	36.097
ST.2	-77441.259	-69239.058	36.285

事業名	綾部市岡町中沢6番1他宅造成工事	事業番号	
施工箇所	綾部市岡町中沢地内	図面番号	
図面種類	平面図	縮尺	S=1:250
検図	担当	製図	年月日

シカタ測量設計事務所
TEL 0773-42-9869 FAX 0773-42-0807



綾部市告示第20号

地縁による団体「施福寺自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町寺ノ迫43番地 川 端 國 夫 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 2 1 号

地縁による団体「施福寺自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町西ヶ迫 2 番地の 2 笹 井 定 昭 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 2 2 号

地縁による団体「施福寺自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町東寺口 5 8 番地の 3 塩 尻 秀 和 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域及び名称を次のとおり変更する。

なお、その効力は、令和 8 年 3 月 1 8 日から生じる。

令和 8 年 3 月 1 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

町	地 番	付 記
位田町寺町	7 の 4	一 部
〃	1 5	〃
〃	1 7	〃
〃	1 9	〃
〃	2 1	〃
〃	2 2	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を位田町宮ノ越に変更する。

町	地 番	付 記
位田町瀬戸	8 の 1	
〃	1 0 の 1	
〃	1 0 の 2	
〃	1 2 の 1	
〃	1 2 の 2	
位田町岬	8	

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び位田町岬 8 に隣接する瀬戸の道路を位田町北野台に変更する。

町	地 番	付 記
位田町一本木	1	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を位田町下野台に変更する。

（備考）地番は、令和 7 年 1 0 月 2 1 日現在のものである。

綾部市告示第 2 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年綾部市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第 4 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 事業者の名称 特定非営利活動法人自立支援センターいかるがの郷
- 2 事務所の所在地 綾部市味方町アミダジ 1 2 番地の 1
- 3 事業所の名称 就労生活支援センターいかるが
- 4 事業所の所在地 綾部市味方町アミダジ 1 1 番地
- 5 指定年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 6 事業の種類 指定計画相談支援
- 7 主たる対象者 限定なし
- 8 事業所番号 指定計画相談支援 2 6 3 1 8 0 0 2 0 4

綾部市告示第 25 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年綾部市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第 4 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 17 日

綾部市長 四 方 源太郎

- | | | | |
|---|---------|--------------------|------------|
| 1 | 事業者の名称 | 社会福祉法人 綾部福社会 | |
| 2 | 事務所の所在地 | 綾部市物部町博労坂 26 番地 | |
| 3 | 事業所の名称 | 生活支援センター「えがお」 | |
| 4 | 事業所の所在地 | 綾部市青野町西青野 18 番地 | |
| 5 | 指定年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 | |
| 6 | 事業の種類 | 指定計画相談支援、指定障害児相談支援 | |
| 7 | 主たる対象者 | 限定なし | |
| 8 | 事業所番号 | 指定計画相談支援 | 2631800212 |
| | | 指定障害児相談支援 | 2671800023 |

綾部市告示第 26 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年綾部市規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第 4 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 17 日

綾部市長 四 方 源太郎

- | | | | |
|---|---------|-----------------------|---------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会 | |
| 2 | 事務所の所在地 | 綾部市川糸町南古屋敷 5 番地の 1 | |
| 3 | 事業所の名称 | あやべ生活サポートセンター・相談支援事業所 | |
| 4 | 事業所の所在地 | 綾部市新宮町 9 1 番地 | |
| 5 | 指定年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 | |
| 6 | 事業の種類 | 指定計画相談支援、指定障害児相談支援 | |
| 7 | 主たる対象者 | 限定なし | |
| 8 | 事業所番号 | 指定計画相談支援 | 2 6 3 1 8 0 0 2 2 0 |
| | | 指定障害児相談支援 | 2 6 7 1 8 0 0 0 3 1 |

綾部市告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年綾部市規則第6号。以下「規則」という。）の規定により指定したので、規則第4条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月17日

綾部市長 四方 源太郎

- | | | | |
|---|---------|----------------------|------------|
| 1 | 事業者の名称 | 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会 | |
| 2 | 事務所の所在地 | 城陽市寺田林ノ口11番64 | |
| 3 | 事業所の名称 | 綾部市聴覚言語障害者支援センター | |
| 4 | 事業所の所在地 | 綾部市青野町西青野18番地 | |
| 5 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 | |
| 6 | 事業の種類 | 指定計画相談支援、指定障害児相談支援 | |
| 7 | 主たる対象者 | 限定なし | |
| 8 | 事業所番号 | 指定計画相談支援 | 2631800238 |
| | | 指定障害児相談支援 | 2671800049 |

綾部市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年3月18日

綾部市長 四方 源太郎

1 名 称

延町自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 神社等の祭典に関する事項
- (5) 保有不動産の維持管理
- (6) その他会員の福利増進や共同生活のために生ずる義務事項等、本会の目的達成に必要な事項

3 区 域

本会の区域は、綾部市延町のうち、由良川左岸堤防北側とJR山陰本線の南側を除いた区域及び延町庭苅に接する岡町庭苅の一部とする。

4 主たる事務所

京都府綾部市延町南在家4番 延町公会堂に置く。

5 代表者

綾部市延町柳19番地の7
長谷川 孝

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和8年3月18日

綾部市告示第 29 号

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等について定めた告示（昭和 40 年綾部市告示第 49 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 24 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 9 条文中「直ちに建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を「速やかに一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」に改める。

第 7 号様式を次のように改める。

綾部市 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届出します。

第7号様式(第9条関係)

背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。(正しく入力できていない場合もピンク色になります)
 エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
 行の追加、削除、シートの変更などはできません。

A. 共通

- (1) 変更年月日
 例) 2026/4/1、R8/4/1 年月日を入力してください。

B. 本社(店)情報

※変更がある項目のみを入力してください。変更のないところは未入力のままにしておいてください。

- (1) 郵便番号
 例) 1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。
- (2) 住所
 都道府県から入力してください。
- (3) 商号又は名称フリガナ
 例) カブシキガイシャズギグミ 正式名称を全角カタカナで入力してください。
- (4) 商号又は名称
 例) 株式会社鈴木組 正式名称で入力してください。
- (5) 代表者役職
 正式名称で入力してください。個人の場合は「代表者」と入力してください。
- (6) 代表者氏名フリガナ
 全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。
- (7) 代表者氏名
 姓と名は1文字分空けてください。
- (8) 電話番号
 例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
- (9) F A X 番号
 例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
- (10) メールアドレス
 @を含む半角文字で入力してください。

C. 契約する営業所情報

※変更がある項目のみを入力してください。変更のないところは未入力のままにしておいてください。

- (1) 郵便番号
 例) 1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。
- (2) 住所
 都道府県から入力してください。
- (3) 商号又は名称フリガナ
 例) カブシキガイシャズギグミ カンサイエイギョウシヨ
 正式名称を全角カタカナで入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。
- (4) 商号又は名称
 例) 株式会社鈴木組 関西営業所
 正式名称で入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。
- (5) 代表者(受任者)役職
 例) 所長 正式名称で入力してください。
- (6) 代表者(受任者)氏名フリガナ
 全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。
- (7) 代表者(受任者)氏名
 姓と名は1文字分空けてください。
- (8) 電話番号
 例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
- (9) F A X 番号
 例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。
- (10) メールアドレス
 @を含む半角文字で入力してください。

綾部市 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届

D. 建設工事 業種情報

【建設工事のみ】建設業許可を更新する場合、(1)建設業許可の更新を「有」にし、(2)(3)を入力してください。
建設業許可を更新しない場合は、そのままにしておいてください。

- (1) 建設業許可の更新 無
リストから選択してください。「有」を選択した場合は下記の項目を入力してください。
- (2) 建設業許可番号 許可 第 号
建設業の許可番号を入力してください。
大臣/知事許可をリストから選択し、番号(6桁)を半角の数字で入力してください。例)012345
- (3) 建設業許可の有効期限日 例)2026/4/1、R8/4/1 年月日を入力してください。

【建設工事のみ】経営事項審査結果を更新する場合、(4)経営事項審査の更新を「有」にし、(5)を入力してください。
経営事項審査結果を更新しない場合は、そのままにしておいてください。

- (4) 経営事項審査の更新 無
リストから選択してください。「有」を選択した場合は下記の項目を入力してください。
- (5) 経営事項審査の審査基準日 例)2026/4/1、R8/4/1 年月日を入力してください。

E. その他の情報

上記以外を変更する場合、(1)その他に具体的な内容を入力してください。

- (1) その他

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 30 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 3 項の規定に基づき、令和 8 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 25 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 縦覧の場所 綾部市役所企画総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

綾部市告示第 3 1 号

綾部市工業団地工業用地譲受人選考委員会規程（平成 1 2 年綾部市告示第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

題名中「譲受人」を「譲受人等」に改める。

第 1 条中「譲受の」を「譲受け又は借受けに係る」に、「を選考」を「又は借受人（以下「譲受人等」という。）を選考」に、「綾部市工業団地工業用地譲受人選考委員会」を「綾部市工業団地工業用地譲受人等選考委員会」に改める。

第 4 条第 2 項中「、幹事若干名」を「幹事若干名」に、「、関係行政機関」を「関係行政機関」に改め、同条第 3 項中「及び副幹事長」を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 令和 8 年度綾部市一般会計予算
- 2 令和 8 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 令和 8 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 令和 8 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 令和 8 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 令和 8 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 8 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 令和 8 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 9 令和 8 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 0 令和 8 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 1 令和 8 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 2 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 1 3 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）
- 1 4 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 8 号）
- 1 5 令和 7 年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 6 令和 7 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 7 令和 7 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 8 令和 7 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 9 令和 7 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 2 0 令和 7 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 2 1 令和 7 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 2 2 令和 7 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 3 号）

（以下揭示済）

綾部市告示第 3 4 号

綾部市 5 歳児健康診査事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市 5 歳児健康診査事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、5 歳児に対し、心身の発達に必要な健康診査を実施することにより、特性を早期に発見し、特性に応じた適切な支援及び保健指導を行い、健康の保持及び増進に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 5 歳児健康診査の対象となる者（以下「対象児」という。）は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 5 歳児健康診査の受診日において、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 5 歳児健康診査の受診日の属する年度において、満 5 歳になる幼児であること。

(実施場所)

第 3 条 5 歳児健康診査は、市内の保育所、幼稚園若しくは認定こども園（以下「保育所等」という。）又は綾部市保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）において実施するものとする。

(5 歳児健康診査の内容)

第 4 条 5 歳児健康診査の内容は、問診、行動観察、医師による診察及び保健指導により、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態
- (3) 精神発達の状況
- (4) 言語障害の有無
- (5) 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
- (6) その他の疾病及び異常の有無

(費用の負担)

第 5 条 5 歳児健康診査の受診に係る費用は、無料とする。

(問診)

第 6 条 市長は、各年度の適切な時期に、対象児の保護者又は保育所等の代表者に問診票を配布するものとする。

2 対象児に 5 歳児健康診査を受診させようとする保護者又は保育所等の代表者は、別に

定める日までに、前項の規定により配布を受けた問診票に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(行動観察)

第7条 市内の保育所等に通う対象児の行動観察は当該対象児の通う保育所等において行い、その他の対象児の行動観察は市長が認める方法により行うものとする。この場合において、保育所等は対象児の行動観察に協力し、適宜市長に情報共有を行うものとする。

(医師による診察)

第8条 医師による診察は、第6条の問診及び前条の行動観察の結果、診察が必要と認められる対象児に対し、保健福祉センターにおいて実施するものとする。

2 診察を実施した医師は、健康診査票に結果を記入して市長がこれを保管し、事後の保健指導等に活用するものとする。

(保健指導)

第9条 保健指導は、前条の医師による診察を実施した対象児の保護者に対し、保健師等が行うものとする。

(事後指導)

第10条 市長は、5歳児健康診査の結果に基づき、5歳児の健康管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、医療機関、児童相談所、保健所等の関係機関と連携し、支援を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 3 5 号

綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 綾部市における健康・食育分野に関する課題を明らかにし、市民の参画を得ながら総合的に推進するあやべ健康増進・食育推進計画を策定するため、綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、あやべ健康増進・食育推進計画の策定日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康増進・食育推進担当課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 6 号

綾部市高齢者等見守りサービス事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市高齢者等見守りサービス事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、在宅で生活をするひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者等（以下「高齢者等」という。）が日常の安否を家族等の支援者に知らせることにより、安心して暮らすことができる環境を確保することを目的として実施する高齢者等見守りサービス事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者 65 歳以上の者をいう。

(2) 重度身体障害者等 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害等級が 2 級以上のもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が 1 級のもの又は療育手帳の交付に関する規則（平成 12 年京都府規則第 10 号）により療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載されている障害の程度が A 判定のものをいう。

(3) 高齢者等見守りサービス（以下「サービス」という。） 次に掲げる事業をいう。

ア 高齢者等の居宅に通報機器（以下「機器」という。）を設置し、24 時間に 1 度安否確認を行う事業

イ 高齢者等が 24 時間に 1 度も一定の動作がない場合は、あらかじめ登録を行った緊急連絡先に通知を行い、必要に応じ設置先を訪問し、安否確認を行う事業

(サービスの委託)

第 3 条 サービスは、その実施の決定等に関する事務を除き、市がサービスを適切に実施することができると思われる事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

(対象者)

第 4 条 サービスの利用の対象となる者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者等
- (2) 障害、疾病又は高齢のため単独での移動が困難な者と同居する高齢者等
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(利用の申請)

第5条 サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市高齢者等見守りサービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、綾部市高齢者等見守りサービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(機器の貸与)

第7条 市長は、前条の規定によりサービスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、機器を貸与するものとする。

(費用の負担)

第8条 利用者は、別に定める基準により、サービスの利用に係る費用の一部を負担するものとする。

2 利用者は、前項の規定により負担する費用を事業者に直接支払うものとする。

3 第1項に規定するもののほか、機器の設置等に要する費用及び機器又は機器の使用に係る電気料金等は、利用者の負担とする。

4 利用者の自己の責めに帰すべき事由により、機器が故障、破損、紛失等した場合の原状回復に要する費用は、利用者の負担とする。

(利用の変更等)

第9条 利用者は、第5条の申請内容に変更があったとき又はサービスの利用を廃止しようとするときは、綾部市高齢者等見守りサービス事業利用変更（廃止）届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(利用決定の取消し等)

第10条 市長は、利用者が虚偽の申請その他不正の手段によりサービスの利用を行ったときは、その決定を取り消し、又は市が負担した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、綾部市高齢者等見守りサービス事業利用取消通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第11条 利用者は、貸与を受けた機器を善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

2 利用者は、機器を本来の目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、機器を使用する権利を他に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 利用者は、機器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに市長にその旨を申し出なければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(表面)

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス
(対象者との続柄)

綾部市高齢者等見守りサービス事業利用申請書

綾部市高齢者等見守りサービス事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

《対象者》

ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
氏名				
住所	〒		電話番号	
メールアドレス				
対象世帯	<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの高齢者等 <input type="checkbox"/> 移動困難な者と同居する高齢者等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
見守りを必要とする状況	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (判定) <input type="checkbox"/> その他 ()			
備考				

《設置時の連絡先 (必須) 》

いずれかにチェック 「✓」してください。	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 設置対象者 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 (1・2・3・4)			
	<input type="checkbox"/> その他 (氏名: 続柄: 連絡先:)			

(裏面)

《緊急連絡先（通知先）》

緊急連絡先1 (必須)	ふりがな氏名			対象者との続柄
	住所			
	電話番号① (委託業者に通知)		電話番号② (任意)	
	メールアドレス			
緊急連絡先2 (任意)	ふりがな氏名			対象者との続柄
	住所			
	電話番号① (委託業者に通知)		電話番号② (任意)	
	メールアドレス			
緊急連絡先3 (任意)	ふりがな氏名			対象者との続柄
	住所			
	電話番号① (委託業者に通知)		電話番号② (任意)	
	メールアドレス			
緊急連絡先4 (任意)	ふりがな氏名			対象者との続柄
	住所			
	電話番号① (委託業者に通知)		電話番号② (任意)	
	メールアドレス			

※緊急連絡先1及びメールアドレスは、必ず記入してください。

緊急連絡先2から緊急連絡先4までは、任意で追加することができます。

緊急連絡先を登録するに当たっては、当該通報先となる者の承諾を必ず得てください。

(表面)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市高齢者等見守りサービス事業利用決定 (却下) 通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市高齢者等見守りサービス事業の利用申請につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市高齢者等見守りサービス事業実施要綱第 6 条の規定により通知します。

記

決定

対 象 者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名			(歳)
	住 所	(電話番号 —)		
決 定 の 内 容				

※対象者の状況に変更があった場合は、必ず綾部市高齢者等見守りサービス事業利用変更 (廃止) 届 (様式第 3 号) を提出してください。

(裏面)

却下

理 由	
-----	--

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

綾部市高齢者等見守りサービス事業利用変更（廃止）届

年 月 日付け 第 号で決定を受けた綾部市高齢者等見守りサービス事業の利用について、下記のとおり（変更・廃止）したいので、綾部市高齢者等見守りサービス事業実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

対象者	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日 (歳)
	住 所	(電話番号 ー)	
変更等の内容 □内の該当する箇所 所にチェック「✓」 してください。	(1) 変更 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他 ()		(2) 廃止 <input type="checkbox"/> 対象者の転出 <input type="checkbox"/> 対象者の死亡 <input type="checkbox"/> 対象者がひとり暮らしでなくなった <input type="checkbox"/> その他 ()
	変更等があった日	年 月 日	
	変更前		
	変更後		

様式第 4 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市高齢者等見守りサービス事業利用取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定しました綾部市高齢者等見守りサービス事業の利用について、下記のとおり取り消しましたので、綾部市高齢者等見守りサービス事業実施要綱第 10 条の規定により通知します。

記

対 象 者	ふりがな		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	氏 名			
	住 所		電 話 番 号	
取 消 理 由				
取 消 日		年 月 日		
備 考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。
- 3 綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付要綱（令和 6 年綾部市告示第 3 2 号）は、廃止する。

綾部市告示第 37 号

綾部市産後ケア事業実施要綱（平成 30 年綾部市告示第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 30 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 7 条第 1 項中「費用」の次に「（食事の提供に要する費用を除く。）」を加え、同項第 1 号中「9, 000 円」を「6, 500 円」に改め、同項第 2 号中「4, 500 円」を「3, 500 円」に改め、同条第 2 項中「費用の額」の次に「及び食事の提供に要した費用の額の合計額」を加える。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 8 号

綾部市障害児通学支援事業実施要綱（令和 4 年綾部市告示第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

事業の一部負担金の額

区 分	他の事業により支援員の交通費に係る補助を受けない場合の負担額	他の事業により支援員の交通費に係る補助を受ける場合の負担額
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯又は前年分（申請が 4 月から 6 月までの場合にあっては前々年分）の所得税非課税世帯	無料	支援員の交通費相当額
市町村民税均等割のみ課税世帯	事業の実施に係る費用に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額 (1) 利用決定順位第 1 位の対象児童（対象児童が 2 人以上ある世帯において、当該利用の決定をした順位第 1 位の対象児童をいう。以下同じ。） 1 0 0 分の 2 . 5 (2) 利用決定順位第 2 位の対象児童（対象児童が 2 人以上ある世帯において、当該利用の	事業の実施に係る費用（支援員の交通費相当額を除く。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額に支援員の交通費相当額を加えた額 (1) 利用決定順位第 1 位の対象児童 1 0 0 分の 2 . 5 (2) 利用決定順位第 2 位の対象児童 1 0 0 分の 1 . 2 5 (3) 利用決定順位第 3 位以降の対象児童 零

告 示

	<p>決定をした順位第2位の対象児童をいう。以下同じ。)</p> <p>100分の1.25</p> <p>(3) 利用決定順位第3位以降の対象児童 (対象児童が2人以上ある世帯において、当該利用の決定をした順位第3位以降の対象児童をいう。以下同じ。) 零</p>	
上記以外の世帯	<p>事業の実施に係る費用に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額</p> <p>(1) 利用決定順位第1位の対象児童 100分の5</p> <p>(2) 利用決定順位第2位の対象児童 100分の2.5</p> <p>(3) 利用決定順位第3位以降の対象児童 零</p>	<p>事業の実施に係る費用 (支援員の交通費相当額を除く。) に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額に支援員の交通費相当額を加えた額</p> <p>(1) 利用決定順位第1位の対象児童 100分の5</p> <p>(2) 利用決定順位第2位の対象児童 100分の2.5</p> <p>(3) 利用決定順位第3位以降の対象児童 零</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 3 9 号

綾部市定住促進事業費補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条第 2 号中「規定による登録」の次に「及び綾部市空き家バンク事業実施要綱（令和 5 年綾部市告示第 1 3 7 号）第 3 条第 2 項の規定による登録」を加え、同条第 3 号中「空き家のうち、京都府条例第 7 条第 1 項の規定による登録を受けていないもの」を「登録空き家以外の空き家」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「空き家の所有者」を「登録空き家の所有者」に、「は、この限りでない」を「を除く」に改め、同号ア中「あやべ定住サポート総合窓口に登録されているもの」を「綾部市空き家バンク事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定による登録を受けたもの」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中「第 2 条第 5 号ア」を「第 2 条第 4 号ア」に、

「

内 容
登録空き家又は登録外空き家の取得又はその賃借権等を取得し、自ら居住する目的で行う改修のうち、次のいずれにも該当するもの （1）居住の用に供する部分であること。 （2）入居後 1 年以内又は入居前に行われる工事で、市内に事業所等がある事業者が施工するものであること。

を

」

「

内 容
登録空き家又は登録外空き家の取得又はその賃借権等を取得し、自ら居住する目的で行う改修のうち、次のいずれにも該当するもの (1) 居住の用に供する部分であること。 (2) 転入後1年以内又は転入前に行われる工事で、市内に事業所等がある事業者が施工するものであること。

に、

」

「第2条第5号イ」を「第2条第4号イ」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第40号

綾部市上下水道料金等の口座振替収納事務取扱要綱（昭和49年綾部市告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

綾部市長 四 方 源太郎

第2条第5号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 1 号

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱（令和 6 年綾部市告示第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。
第 8 条中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条から第 1 3 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、「し、必要に応じて関係事業者に提供・共有」を削り、「福祉事業者」を「介護支援専門員又は相談支援専門員」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

様式第 3 号中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、

「

収 集 業 者	
---------	--

を

」

削る。

様式第 4 号中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

様式第 5 号中「第 9 条」を「第 8 条」に改める。

様式第 6 号中「第 1 0 条」を「第 9 条」に改める。

様式第 7 号中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 2 号

綾部市交通空白地有償運送事業費補助金交付要綱（平成 2 2 年綾部市告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 3 条中「行う」を「実施し、又は実施しようとする」に、「綾部市地域公共交通会議設置要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 8 5 号）第 1 条の規定に基づく綾部市地域公共交通会議」を「綾部市地域公共交通活性化協議会」に改める。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(3) スタートアップ事業

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 車両取得事業は、次の各号のいずれかに該当する場合を対象とする。

(1) 新たに交通空白地有償運送事業を行う場合

(2) 運送事業の補助対象となる運行系統の増便路線の新設及び延伸に伴い増備する場合

(3) 補助対象路線を 6 年以上運行している又は走行距離が 2 0 万キロメートル以上となっている車両を更新する場合

(4) その他市長が適当と認める場合

第 1 4 条中「取得し又は」を「取得し、又は」に改め、「、市長の承認を受けないで」を削り、「貸付け又は」を「貸付け、又は」に、「供しては」を「供しようとする（以下「財産処分」という。）場合は、市長の承認を受けなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による承認を受けて行われた財産処分により、事業者収入が生じた場合は、その収入の全部を買換えに要する経費に充当し、又は市に納付しなければならない。

別表中「（1 台限り）」を削り、「3 5 0 万円」を「5 0 0 万円」に、「1 5 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同表に次のように加える。

3 スタートアップ事業	交通空白地有償運送事業を実施するための準備に要する経費であって、市長が必要と認めるもの（車両の取得等に要する経費を除く。）	補助対象経費の 1 0 分の 1 0 以内の額（1 0 万円を限度とする。）
-------------	---	--

別表中「※ 車両取得事業は、1 団体 1 回限りとする。」を削る。

様式第 8 号中

「

（運 送 事 業

円） を

」

綾部市告示第 4 3 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表第 1 中

「

丹波まつたけ振興事業	補助対象経費の 5 0 % 以内
放置竹林拡大防止事業	補助対象経費の 5 0 % 以内
丹波くり生産振興事業	侵入防止柵設置 補助対象経費の 5 0 % 以内 品評会出品奨励 1 点につき 3 , 0 0 0 円以内

を

」

「

放置竹林拡大防止事業	補助対象経費の 5 0 % 以内
------------	------------------

に、

」

「

みんなで 守る 綾部の 山林 事業	条件不利地森林整備事業	作業道作設	1 m につき 2 , 0 0 0 円 以内
		間伐	数量に応じて別に定める額
		重機リース 等	補助対象経費の 5 0 % 以内 (上限額 1 0 0 , 0 0 0 円)
	裏山等危険木除去事業	補助対象経費の 5 0 % 以内 (上限額 1 0 0 , 0 0 0 円)	
	森林施業省力化推進事業	補助対象経費の 5 0 % 以内 (上限額 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円)	
	間伐支援事業	補助対象経費の 1 0 % 以内	

を

」

告 示

「

みんなで 守る綾部の 山林事業	条件不利地森林整備事業	作業道作設	1 mにつき 2,000円 以内
		間伐	数量に応じて別に定める額
		重機リース 等	補助対象経費の50%以内 (上限額100,000円)
	裏山等危険木除去事業	補助対象経費の50%以内(上限額 500,000円)	
	森林施業省力化推進事業	補助対象経費の50%以内(上限額 1,000,000円)	
	間伐支援事業	補助対象経費の10%以内	
	竹林整備事業	補助対象経費の50%以内(上限額 1,000,000円)	
	特用林産物生産振興事業	丹波まつ たけ	補助対象経費の50%以内
丹波くり		侵入防止柵設置 補助対象経費の50%以内 品評会出品奨励 1点につき3,000円以内	

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 4 号

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱（令和 3 年綾部市告示第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条に次の 2 号を加える。

(4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の企業（会社及び個人に限る。）であって、事業を営むものをいう。

(5) リース契約 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 原則として、リース期間中の途中解約又は解除ができないもの

イ リース料支払期間中において、均等分割払となっているもの

第 3 条第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、設備導入支援事業及び生産設備リース導入支援事業にあつては、大企業者を除く。

別表設備導入支援事業の項の次に次のように加える。

生産設備リース導入支援事業	生産性向上など、事業継続に必要な生産設備（法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 3 号に規定する機械及び装置で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）別表第 2 に掲げるものをいう。）のリース契約の額（生産設備以外の経費を除き、5 0 0 万円以上であること。）	交付年度の前年度 1 月 1 日現在の長期プライムレート	5 0 万円／年
---------------	---	------------------------------	----------

様式第 1 号（表面）を次のように改める。

(表面)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

本社所在地 _____
 名 称 _____
 代表者役職 _____
 代表者氏名 _____
 工場所在地 _____
 工場名称 _____

綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、裏面の「2 誓約事項」について同意します。

記

1 申請内容

補助対象事業名 (申請される事業名 に○をつけてくださ い。)	事業名	
		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	販路拡大支援事業
	<input type="checkbox"/>	設備導入支援事業
	<input type="checkbox"/>	生産設備リース導入支援事業
	<input type="checkbox"/>	災害復旧支援事業
交付申請額	円 (千円未満切捨て)	

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 5 号

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条第 4 号中「居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う事業所」を「障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設又は特定相談支援事業所」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）相談支援専門員研修 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成 2 4 年厚生労働省告示第 2 2 7 号）に規定する相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修及び主任相談支援専門員研修をいう。

第 3 条中「又は介護支援専門員研修」を「、介護支援専門員研修又は相談支援専門員研修」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 6 号

綾部市U I ターン福祉人材確保事業補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表中「看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者又は介護職員実務者研修、介護職員初任者研修若しくは生活援助従事者研修修了者であって、」、「看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は相談支援専門員初任者研修、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修若しくは生活援助従事者研修修了者であって、」及び「看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、保育士又は児童指導員であって、」を削る。

様式第 1 号中「書類の写し」を「書類の写し（※保育所等に就職した場合のみ）」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 7 号

綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(8) 申立人 成年被後見人等の配偶者又は 4 親等内の親族であって、当該審判請求を行ったものをいう。

第 3 条中「に該当するもの又は第 6 号」を削り、「いずれかに該当するもの」の次に「又は申立人であって、第 5 号に該当するもの」を加え、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 世帯全員（虐待、DV の被害者である場合その他特別の事情があると認められる場合は対象者）が市町村民税非課税者であって、次のいずれかに該当し、かつ、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない者

ア 成年被後見人等が審判請求を行った場合 成年被後見人等の現金及び預貯金の合計額が 5 0 万円以下

イ 申立人が審判請求を行った場合 申立人及び成年被後見人等の現金及び預貯金の合計額がそれぞれ 5 0 万円以下

第 5 条第 1 項中「、当該申立代理人又は対象者」を「又は成年被後見人等（対象者に限る。第 3 項において同じ。）」に改め、同条第 3 項中「対象者が」を「成年被後見人等が」に、「申立代理人」を「申立人」に、「対象者の」を「成年被後見人等の」に改める。

様式第 1 号中「㊸」を削り、「申立代理人」を「申立人」に、

「
□成年被後見人等の住民票謄本の写し を
」

「
□審判書謄本の写し
□後見・保佐・補助開始等申立書の写し に、
□成年被後見人等及び申立人の本人確認書類
」

「
□成年被後見人等の預貯金の残高が確認できる書類（預貯金通帳の 写し、預貯金証書の写し、有価証券の写し等） を
」

「

□世帯全員の市町村民税非課税証明書

□成年被後見人等及び申立人の審判請求時の預貯金等の残高が確認できる書類（預貯金通帳の写し、預貯金証書の写し、有価証券の写し等）

に改める。

」

様式第2号中「申立代理人」を「申立人」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 8 号

綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条第 3 号中「保佐人又は補助人」を「成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第 3 条第 1 項中「に該当するもの又は第 6 号」を削り、同項第 5 号を次のように改める。

- (5) 世帯（虐待、DV の被害者である場合その他特別の事情があると認められる場合は対象者）の現金及び預貯金の合計額から成年後見人等に対する報酬の支払に要する費用を差し引いた後の現金及び預貯金の合計額が 3 0 万円を下回り、かつ、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない者

第 4 条を次のように改める。

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、第 1 号に規定する額から第 2 号に規定する額を差し引いた額とする。ただし、助成金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 次項に規定する上限額

(2) 報酬付与の審判において決定された期間の最終月の末日における現金及び預貯金の額から生活保護の葬祭扶助相当額を控除した額（当該金額が零を下回る場合は、零とする。）

2 前項の助成金の上限額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 次の区分に応じた額（1 月に満たないときは日割計算による。）

ア 成年被後見人等が在宅で生活している場合 成年後見等の事務が行われた月数に 2 8, 0 0 0 円を乗じて得た額

イ 成年被後見人等が施設、病院その他在宅以外の場所で生活している場合 成年後見等の事務が行われた月数に 1 8, 0 0 0 円を乗じて得た額

(2) 報酬付与審判額

様式第 1 号中「㊸」を削り、

「

成年後見人

保佐人

補助人

を

」

告 示

「

<input type="checkbox"/> 成年後見人	<input type="checkbox"/> 保佐人	<input type="checkbox"/> 補助人
<input type="checkbox"/> 成年後見監督人	<input type="checkbox"/> 保佐監督人	<input type="checkbox"/> 補助監督人

に、

」

「成年後見・保佐・補助」を「成年後見等」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第49号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第132号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

綾部市長 四方 源太郎

別表（1）自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の表補助金の額の項中「とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの」を削り、同項第2号中「15,000円」を「10,000円」に、「90,000円」を「50,000円」に改める。

別表（2）自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の表補助金の額の項中「とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの」を削り、同項第1号中「20,000円」を「40,000円」に、「80,000円」を「160,000円」に改め、同項第2号中「30,000円」を「40,000円」に、「180,000円」を「240,000円」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「1.5万円」を「1万円」に、「9万円」を「5万円」に、「2万円」を「4万円」に、「8万円」を「16万円」に、「3万円」を「4万円」に、「18万円」を「24万円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 5 1 号

綾部市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援の強化を図るため、綾部市立保育園設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 号に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第 2 条 事業の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 保育所、認定こども園、地域型保育事業等に在籍していない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満までの児童
- (2) 本市の乳児等支援支給認定を受けている児童

(実施時間等)

第 3 条 事業の実施時間は、午前 9 時から午後 3 時 3 0 分までとする。

- 2 事業の休業日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日とする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前 2 項に規定する実施時間及び休業日を変更することができる。

(利用の申請)

第 4 条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の認定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用を認定した場合は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）を申請者に交付するものとする。

(利用料)

第 6 条 前条の規定により事業の利用の認定を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例別表に定める額を納付しなければならない。

(利用の変更)

第7条 利用者は、事業の利用の認定を受けた後において、第4条の申請内容に変更があったときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届により市長に届け出なければならない。

（中止の届出）

第8条 利用者は、事業を利用する必要がなくなったとき又は第2条の規定に該当しなくなったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

（事業の実施の解除）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の実施を解除することができる。

- （1）前条の規定による届出があったとき。
- （2）事業の実施を継続する理由がなくなつたと認めるとき。
- （3）その他事業の実施を適当でないとして認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の実施を解除したときは、綾部市乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書により、利用者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第58号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成9年綾部市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、令和8年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和8年3月30日

綾部市長 四方 源太郎

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可燃ごみ	7,000 t
	不燃ごみ	1,100 t
	資源物(びん)	250 t
	〃(缶類)	70 t
	〃(ペットボトル)	90 t
	〃(白色トレイ)	2 t
	〃(衣類)	180 t
	粗大ごみ	800 t
	家電4品目	30 件
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
	泥	30 t
	計	9,542 t
し尿関係	し尿	5,200 kl
	し尿浄化槽汚泥	14,500 kl
	計	19,700 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可燃ごみ	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)	
	不燃ごみ	綾部市(委託)		綾部市(直営・委託)
	資源物(びん)	綾部市(委託)		綾部市(売却・委託)
	〃(缶類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(ペットボトル)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(白色トレイ)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	〃(衣類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	粗大ごみ	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	家電4品目	綾部市(直営)		製造業者
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	泥	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	有害鳥獣	福知山市(直営)	福知山市(直営)	綾部市(直営・委託)
	野生動物	綾部市(委託)	猪名川町(委託)	綾部市(直営・委託)

	事業系一般廃棄物	事業者	綾部市(直営・委託)	
し尿関係	し尿	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)
	浄化槽汚泥	許可業者	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社の2業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
びん	250 t	売却・処理委託
缶類	70 t	売却
ペットボトル	90 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣類	180 t	処理委託
集団回収	1,000 t	各地域で実施
計	1,592 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可燃ごみ	5,200 t
不燃ごみ	500 t
資源物(びん)	250 t
〃(缶類)	70 t
〃(ペットボトル)	90 t
〃(白色トレイ)	2 t
〃(衣類)	130 t
粗大ごみ	70 t
家電4品目	20 件
有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
泥	30 t
計	6,362 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可燃ごみ 別表1
衣類 別表3
有害ごみ 別表4
家電4品目 別表5

不燃ごみ 別表2
資源物 別表4
粗大ごみ 別表5
泥 別表6

ウ 収集の方法

式 式	可燃ごみ	ステーション方式	不燃ごみ	ステーション方
	衣類	ステーション方式	資源物	ステーション方
	有害ごみ 家電4品目	ステーション方式 戸別収集方式	粗大ごみ 泥	戸別収集方式 戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	綾部市クリーンセンター		
所在地	綾部市野田町須知山110番地の10		
型式	固形燃料製造施設	可燃ごみ固形燃料化方式	
公称能力	固形燃料製造施設	50t / 16h	

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬入者	数	量
株式会社 エフ・イーサービス		2,600 t
早田グループ 株式会社		2,600 t
直接搬入		1,800 t
計		7,000 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4,000 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬出量	搬出先
ごみ固形燃料	3,700 t	兵庫県姫路市
木類	300 t	三重県伊賀市
布団類	100 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	50 t	京都府福知山市
野生動物	6 t	兵庫県猪名川町
刈草・街路樹	300 t	三重県伊賀市
	200 t	京都府福知山市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

①処分場名	綾部市最終処分場
所在地	綾部市野田町須知山110番地の10
全体容量	78,000 m ³
残余容量	5 m ³
②処分場名	綾部市第2最終処分場
所在地	綾部市野田町須知山33番1
全体容量	46,000 m ³
残余容量	25,000 m ³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区分	数	量
----	---	---

株式会社 エフ・イーサービス		250 t
早田グループ 株式会社		250 t
直 営	覆 土	2,000 t
	中間処理残渣	300 t
	汚泥残渣	70 t
	粗大ごみ	70 t
	泥	30 t
直 接 搬 入		800 t
福知山市（中間処理残渣）		5 t
年 間 埋 立 容 量		3,500 m ³

- ウ 埋立計画
埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿		5,200 kl
浄 化 槽 汚 泥		14,500 kl
計		19,700 kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

- し 尿 く み 取 り 別表 7～8
浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

- ウ 収集の方法
戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

- 施 設 名 綾部市衛生公苑
所 在 地 綾部市里町久田21番地の17
型 式 好気性消化処理方式
公 称 能 力 60kl/日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス		10,100 kl
早田グループ 株式会社		9,600 kl
計		19,700 kl

ウ 残渣の量及び処分方法

- 残 渣 の 量 40 m³
処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 4 5 4 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
地区

3, 8 8 0 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 8 6 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 6, 5 0 4 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和8年4月1日

年度 令和8年度

別表1

(別表1)
1 可燃ごみ (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

曜日	収集地	区域
月・木	口上林地区 山家地区 野田町 並松町 奥上林地区 中上林地区 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 紫水ヶ丘	Aコース Bコース Cコース Dコース Dコース Eコース Eコース Fコース
火・金	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 味方町 天神町 西町団地 相生町 若松町 市役所 新町 田町 新宮町 川糸町 井倉新町団地 グランブルー 青野町 弥生団地 綾中町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 明知町 宮代町	

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	収集地	区域
月・木	井倉町 プレシアス 七百石(大谷、大町) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区	
火・金	中筋地区 東八田地区 西八田地区	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
 月・木コース
 年末 12月30日(水)
 年始 1月 4日(月)
 火・金コース
 年末 12月29日(火)
 年始 1月 5日(火)

別表2

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

2 不燃ごみ

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区
 山家地区
 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
 野田町 並松町
 新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺
 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシァス
 七百石(大谷、大町)
 吉美地区
 豊里地区
 物部地区
 志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	1	13	10	8	5	2	7	4	2	6	3	3

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区
 口上林地区
 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町
 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町
 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町
 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前
 若松町 市役所

【早田グループ(株)】

中筋地区
 東八田地区
 西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	15	27	24	22	19	16	21	18	16	20	17	17

別表3

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

3 衣類収集

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区
 山家地区
 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
 野田町 並松町
 新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺
 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシラス
 七百石(大谷、大町)
 吉美地区
 豊里地区
 物部地区
 志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	8	20	17	15	12	9	14	11	9	13	10	10

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区
 口上林地区
 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町
 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町
 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町
 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前
 若松町

【早田グループ(株)】

中筋地区
 東八田地区
 西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	22	6月3日	7月1日	29	26	30	28	25	23	27	24	24

別表4

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

4 資源及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域		業者名
												【収集委託業者(株)エフ・イーサービス】	【収集委託業者(株)早田グループ(株)】	
1	1	4	2	7月30日	8月28日	1	10月29日	11月27日	12月25日	2	4	井倉町	本町4・5・6・7・8丁目	プレシアス タ陽ヶ丘
2	8	5	3	7月31日	1	2	10月30日	1	5	3	5	高津町	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	岡町
3	12	9	7	4	2	6	4	2	6	4	9	大島町東	青野町	大島町中 大島町西 鳥ヶ坪
4	13	10	8	5	3	7	5	3	7	5	11	延町	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー	上延町 安場町
5	14	11	9	6	4	8	6	4	8	9	12	上野町	新野田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 粟上 栗橋 栗揚
6	15	12	10	7	8	9	10	8	14	12	16	栗町	月見町 東・中・西神宮寺	(大谷・大野を除く) 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市 東私市
7	19	16	14	13	10	13	12	10	15	16	17	館	上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎	今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路
8	21	18	16	14	11	15	13	11	19	17	18	寺町東	寺町西 若松町 市役所	志賀郷地区全域 七百石(大谷、大町)
9	22	19	17	18	15	16	17	15	20	18	19	岡倉	奥上林地区全域 大町 弓削	栗町(大谷・大野) 大島 鍛冶屋 小畑 下市 須波伎 新庄
10	26	23	21	19	16	20	18	16	21	19	23	有岡町	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 大町(大杉) 遊里 清水 腰悉 辻 水梨 市野瀬 市志 旭町	里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町
11	27	24	22	20	17	21	19	17	22	25	25	上八田	浅原 真野 小田 引地 西屋 神谷 寺町 日置谷 殿 東山町 鷹栖町(奈留)	七百石(大日) 中筋 岡安 淵垣
12	28	25	23	21	18	22	20	18	26	26	26	中山	口上林地区全域 西原町 鷹栖町(長瀬)	安国寺 新町 中町 上町 鐘鉢場 高瀬 大石 愛宕 七百石
13	29	26	24	25	25	23	24	22	28	3月2日	30	内谷	戸奈瀬町 釜輪町 広瀬町 橋上町 和木町 下原町 上原町 下替町 鷹栖町(奈留・長瀬を除く)	大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台
14	28	6月2日	28	27	29	27	26	24	29	3月3日	31	鳥居野	紫水ヶ丘 味方町	野瀬 下村 中川原 大又 見内 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

5 粗大ごみ

1回目	2回目	3回目	4回目	対象地区
4月6、7、9、10日	6月29、30、7月2、3日	9月28、29、10月1、2日	12月14、15、17、18日	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
4月13、14、16、17日	7月6、7、9、10日	10月5、6、8、9日	12月21、22、24、25日	グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 井倉町 プレシァス
4月20、21、23、24日	7月13、14、16、17日	10月13、15、16日	1月4、5、7、8日	新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 弥生団地 若松町 井倉新町団地 駅前 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西
4月27、28、30、5月1日	7月21、23、24日	10月19、20、22、23日	1月12、14、15日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
5月11、12、14、15日	7月27、28、30、31日	10月26、27、29、30日	1月18、19、21、22日	中筋2地区(岡町、延町、烏ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
5月18、19、21、22日	8月3、4、6、7日	11月2、5、6日	1月25、26、28、29日	豊里地区全域
5月25、26、28、29日	8月17、18、20、21日	11月9、10、12、13日	2月22、25、26日	物部地区全域 志賀郷地区全域
6月1、2、4、5日	8月24、25、27、28日	11月16、17、19、20日	3月1、2、4、5日	西八田地区全域 吉美地区全域
6月8、9、11、12日	8月31、9月1、3、4日	11月24、26、27日	3月8、9、11、12日	東八田地区全域
6月15、16、18、19日	9月7、8、10、11日	11月30、12月1、3、4日	3月15、16、18、19日	口上林地区全域 山家地区全域
6月22、23、25、26日	9月14、15、17、18日	12月7、8、10、11日	3月23、25、26日	奥上林地区全域 中上林地区全域

収集希望日2日前(土日祝除く)の正午までにクリーンセンターへ電話で申し込みください。(TEL42-1489)

別表6

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	6	11	1	6	3	7	5	9	7	18	1	1
綾部地区2	20	18	15	27	17	28	19	16	21	25	15	15

収集日の前週金曜日(13時)までにクリーンセンターへ電話で申し込みください。(TEL42-1489)

綾部地区1	上町 東本町 西本町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
-------	--

綾部地区2	本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 井倉町 プレシラス 駅前 月見町 東・中・西神宮寺 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域
綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

※電話受付の際、集積場所は字名、目印となる建物等を記入すること。

令和8年度 エフ・イーサービスし尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
2	8	2	2	4	2	6	4	2	7	2	2	野田町、並松町、寺町東
7	12	3	7	5	3	7	5	3	8	3	3	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町七丁目 本町八丁目
8	13	4	8	6	8	8	10	8	13	4	4	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 綾中町
9	14	9	9	7	9	9	11	9	14	5	9	本町四丁目、本町五、六丁目 南西町、駅前通、月見町、東本町 中ノ町、幸通、西新町、東神宮寺 上町
10	19	10	14	12	10	14	12	10	15	9	10	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、鳥ヶ坪 大島町、高津町
14	20	11	15	18	11	15	17	11	19	10	11	青野町、井倉町、弥生団地
15	21	16	16	19	15	20	18	15	20	12	16	寺町西
16	22	17	22	20	16	21	19	16	21	16	17	上野町、田野町、安場町
21	26	18	23	21	17	22	20	17	22	17	18	味方町(1組及び18組～21組)
22	27	23	28	25	25	27	25	18	27	18	24	味方町(2組～17組)
23	28	24	29	26	29	28	26	23	28	25	25	紫水ヶ丘(1組～7組)
28	29	25	30	27	30	29	27	24	29	26	30	紫水ヶ丘(8組～13組)
4月 3日 17日 24日 30日	5月 15日	6月 5日 12日 19日 26日 30日	7月 3日 10日 17日 24日 31日	8月 13日 14日 28日	9月 4日 18日	10月 2日 16日 23日 30日	11月 6日 13日	12月 4日 25日 28日	1月 4日 5日	2月 19日	3月 5日 12日 19日 26日 31日	空き日

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	1	1	1	3	1	1	2	1	6	1	1	奥上林地区全域
6	7	8	6	10	7	5	9	7	12	8	8	口上林地区全域 中上林地区(第一区、真野 浅原、小田、引地、西屋)
13	11	15	13	17	14	13	16	14	18	15	15	中上林地区 (第一区、真野、浅原 小田、引地、西屋を除く)
20	18	22	21	24	24	19	24	21	25	22	23	山家地区(西原、旭町 和木、下替地、上原、下原)
27	25	29	27	31	28	26	30	22	26	24	29	山家地区(広瀬、鷹栖 栗山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

◎ お願い事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いますので、ご注意ください。
 - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
 - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
 - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑(42-1500)へお申込みください。
 - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑(42-1500)市民・国保課戸籍住民担当(42-3280内線263)へ変更届を提出してください。
- 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- その他
 - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
 - 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
 - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
 - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。

令和8年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

し尿

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
10	14	11	10	12	9	13	11	9	13	9	11	栗上、栗町
14	15	12	14	13	10	14	12	10	14	10	12	栗橋、栗揚 栗町大谷、栗町大野
15	18	16	15	17	11	15	13	11	15	12	16	上、中、下位田、旭ヶ丘
21	22	22	22	21	17	22	19	17	21	18	23	豊里
30	6/1	30	31	31	30	30	30	25	29	3/1	31	里町

◎ お願い事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - 当日くみ取り付近によく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
 - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
 - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
 - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（☎42-1500）へお申込みください。
 - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（☎42-1500） 市民・国保課戸籍住民担当（42-3280内線263）へ変更届を提出してください。

4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。

- その他
 - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
 - 収集当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
 - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
 - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
 - 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	1	2	1	3	1	1	2	1	4	1	2	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
2	7	3	2	4	2	2	4	2	5	2	3	中川原、下村、大又、見内 野瀬、下八田町
3	8	4	3	5	3	6	5	3	6	3	4	高瀬、黒谷、八代、大石 施福寺
7	11	5	7	6	4	7	6	4	7	4	5	中山、梅迫(内谷)、大野 愛宕
8	12	9	8	7	7	8	9	7	8	5	9	小西、鍛冶屋、小畑
9	13	10	9	10	8	9	10	8	12	8	10	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
16	19	17	16	18	14	16	16	14	18	15	17	岡倉、錦、今田、大島
17	20	18	17	19	15	20	17	15	19	16	18	岡安、測垣、中筋、七百石
20	21	19	21	20	16	21	18	16	20	17	19	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
22	25	23	23	24	18	23	20	18	22	19	24	西坂、新庄
23	26	24	24	25	24	26	24	21	25	22	25	安国寺、梅迫(内谷を除く)
24	27	25	28	26	25	27	25	22	26	24	26	有岡町、多田町、小呂町、星原町 高倉、上八田
27	28	26	29	27	28	28	26	23	27	25	29	石原、小貝、湯殿、私市東、私市
28	29	29	30	28	29	29	27	24	28	26	30	上市、下市 須波佐、岸田、白道路
4月6日 —13日		6月8日 —15日	7月6日 —13日 —27日	8月14日		10月5日 —19日		12月28日			3月8日 —15日	空き日

令和8年度 守るっごみマナー

持ち込みごみ受付時間 月曜日～土曜日(祝日含む) 午前9時～12時/午後1時～4時
①注 12月30日の受付は午後3時まで、受付時間外、日曜日、12月31日から1月3日は、ごみの受付は行っておりません。

綾部市公式ホームページで『ごみ分別大辞典』を検索されますと、より詳しい内容がご覧いただけます。

ごみは収集日の朝7時～8時の間に自治会等で指定された場所に出してください

お問い合わせ 綾部市クリーンセンター 綾部市野田町須知山110-10 ☎(0773)42-1489

燃やして処理するごみ

毎週 日曜日

平常のごみ収集は12月29日から1月3日まで休みになります。

年末特別収集 12月 日

燃やして処理するごみのみ

枝葉、木片、木箱等は40cm以下のもの→燃やさないで処理するごみ

40cmを超えるもの→粗大ごみ

①綾部市指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋以外のものは収集できません)
②袋の口は必ず結んで出してください。(袋の口をガムテープなどで貼ったり、飛び出ている物がある場合は収集できません)
③収集日が祝日の場合も収集します。
④平常のごみ収集は12月29日から1月3日まで休みになります。

①注 ①金属が使われている物は燃やさないで処理するごみです。
②台所のごみは十分水を切って出してください。
③袋の中身が確認できないものは収集できません。
④一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までにしてください。

燃やさないで処理するごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

スプレー缶・カセットボンベライターの有害ごみになります。

燃やさないで処理するごみとして収集できません。

①綾部市指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋以外のものは収集できません)
②袋の口は必ず結んで出してください。(袋の口をガムテープなどで貼ったり、飛び出ている物がある場合は収集できません)

①注 ①危険なごみ(包丁・草刈機の刃・カミソリ・ガラスくず等)を出す場合は、刃物部分のみ、新聞紙等で包んで危険のないようにして、透明もしくは半透明の袋に入れてから、指定ごみ袋に入れて出してください。その際、指定ごみ袋に「危険物」と必ず表示してください。
②袋の中身が確認できないものは収集できません。
③一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までにしてください。

資源物及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

資源物の出し方

①資源物から中身を洗い、水拭きをしてください。(汚れたもの、タリ口の破い物や中身が入ったままのものは収集できません)
②必ず持ち込みの袋等から出して、それぞれ専用の回収容器に入れてください。
※資源物の回収容器が足りない場合、透明の大きい袋に入れて回収容器の横に置いてください。
※ペットボトルと白トレーの回収容器には蓋がついています。必ず蓋を外してから回収容器に入れてください。

- びん類(食用・化粧品用)**
 - ジュース、ビール、調味料等の食用ガラスびん(中身入りで汚染されているもの、化粧品用ガラスびんが対象になります)
 - 3色(透明、茶、黒)の色分けをして出してください。
 - ふたのついたびん類は収集できません。
 - 耐熱ガラス、乳白ガラスは燃やさないで処理するごみに出してください。
- カン類(飲料缶・食用缶)**
 - ジュース、ビール等の飲料缶、お菓子、缶詰(ペットフード等可)等の食用缶が対象になります。金属製のふた、蓋も入れてください。
 - スチール缶、アルミ缶は一緒に入れてください。
- ペットボトル**
 - 表示のあるものが対象になります。
 - リサイクルは、取り外してください。
 - ジュース、ラッパボトルのふた、取っ手付ペットボトル、ペットボトルのふた・ラベルは、燃やして処理するごみに出してください。
 - ふた、ラベルのついたペットボトルは収集できません。
- 白色トレー**
 - 両面白色の発泡スチロール製食品用トレーのみが対象になります。(色紙、紙等不可)
 - 割れていてつかえません。
 - 割れやカビのついたものは、リサイクルすることができません。燃やして処理するごみに出してください。

粗大ごみ

一面の長さが40cmを超えるもの(40cm以下に解体しても粗大ごみ)

第1回	第2回	第3回	第4回
-----	-----	-----	-----

粗大ごみの回収

①注 重さに応じて処理手数料をいただきます。複製・原簿・クッションは1kgまでごとに63円、その他の粗大ごみは20kgまでごとに419円。(戸別収集を申し込まれる場合は、処理手数料のほか、収集手数料として1,048円が必要となります)

①持ち込みごみ受付時間内に持ち込んでください。
②重さや持ち込みの回数制限される場合は、受付時間外に着て来て予約してください。
③戸別収集を申し込まれる場合(事前予約制)
④収集希望日2日前の正午まで受け付けます。
⑤収集希望日当日の午前9時から午後5時までは受付です。
⑥収集希望日の前日、午後で受け付けます。
⑦粗大ごみは家の外に出してください。
⑧マンション等に居住の方は1階まで運んでください。
⑨木片、草等が大量にある場合は、事前に郵便局で「家電リサイクル券」を申請してください。
⑩家具など1店の長さが100cm以上のものは5点まで。

牛乳パックの回収

最寄りの指定場所まで持ち込んでください。
①中を絞って乾燥させてください。
②切り開いてください。

※回収を希望される場合は、事前にクリーンセンターへお問い合わせください。
※回収ボックスに入れて持ち込みください。
※袋を入れていただく容器、等はご自分で用意ください。

衣類

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

衣類の回収

①注 ①衣類は切らずに、中身が確認できる透明か半透明の袋に入れて出してください。袋の中身が確認できないものは収集できません。
②雨などに濡れないように口を結んで、燃やさないで処理するごみの集積所に出してください。
③袋の大きさは40cm以下のものを使用してください。
④一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までにしてください。
⑤縦切れ、トイレ用品(便座カバー等)は40cm以下に切り断やして処理するごみに出してください。

家電4品目

不要になった「家電4品目」の処分は、家電リサイクル法により、購入された販売店や買い替えをされた販売店が引き取りをするよう義務付けられていますので、販売店にご相談ください。なお、購入された販売店がわからない、また、引越した際により購入された販売店がわからない場合は、事前に郵便局で「家電リサイクル券」を申請し、指定引取場所へ直接持ち込んでください。

指定引取場所＝株式会社ファーストライン ☎(0773)20-1930

古紙・雑紙

新聞、雑誌、本、段ボール等の紙や菓子箱、包装紙、紙袋等の紙類は、地域、学校の資源回収活動をご利用ください。

家庭で飼っていたペットについて

クリーンセンターでは動物専用火葬炉でペットの火葬を行います。火葬後回収することも可能です。

- 火葬のみの場合 2,095円
- 収骨される場合 4,191円

綾部市告示第 5 9 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目 1 0 番 1 0 号

2 取り扱う歳入の範囲

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、保育園副食費、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上水道使用料

3 指定日

令和7年3月5日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

綾部市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
村上 芳 朗	京都府綾部市広小路二丁目13番地の3
平 田 和 生	京都府綾部市駅前通17番地
岸 見 第 右	京都府綾部市相生町23番地の4
林 多 嘉 子	京都府綾部市月見町上正屋33番地
安 村 弘 子	京都府綾部市寺町堂ノ前9番地の1
ツバメ会	京都府綾部市井倉町樋ノ元14番地の1
山 内 みや子	京都府綾部市青野町西ノ後15番地の13
八 田 邦 子	京都府綾部市味方町薬師谷300番地の41
雨 林 洋 子	京都府綾部市田野町風久呂1番地の3
高 本 裕 幸	京都府綾部市本町四丁目1番地の5
木 下 和 美	京都府綾部市本町七丁目69番地
荻 野 義 則	京都府綾部市西町一丁目57番地の1
羽 室 了	京都府綾部市岡町弓場4番地の1
清 水 由美子	京都府綾部市栗町ウケ川30番地
喫 茶 24。	京都府綾部市小貝町新八21番地
有限会社空山の里	京都府綾部市鍛冶屋町花ノ木6番地の4
豊里地区自治会連合会	京都府綾部市栗町大野1番地の202
四方 善 次	京都府綾部市里町西ノ糸11番地の6
西八田地区自治会連合会	京都府綾部市岡安町岡22番地の1
東八田地区自治会連合会	京都府綾部市梅迫町溝尻1番地の16
物部地区自治会連合会	京都府綾部市物部町東野46番地の1
志賀郷地区自治会連合会	京都府綾部市志賀郷町北町17番地
山家地区自治会連合会	京都府綾部市鷹栖町豊後田32番地
口上林地区自治会連合会	京都府綾部市武吉町中井根35番地
中上林地域振興協議会	京都府綾部市八津合町縄手1番地
奥上林地域振興協議会	京都府綾部市故屋岡町三反田15番地

告 示

名 称	所 在 地
(株)京都公害防止センター	京都府綾部市青野町走り下12番地の1

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
綾部市し尿くみ取券売りさばき業務に係るし尿くみ取り手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和8年4月1日
- 5 公金事務の委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

綾部市告示第 6 2 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 2 0 番地の 1

2 委託の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第63号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

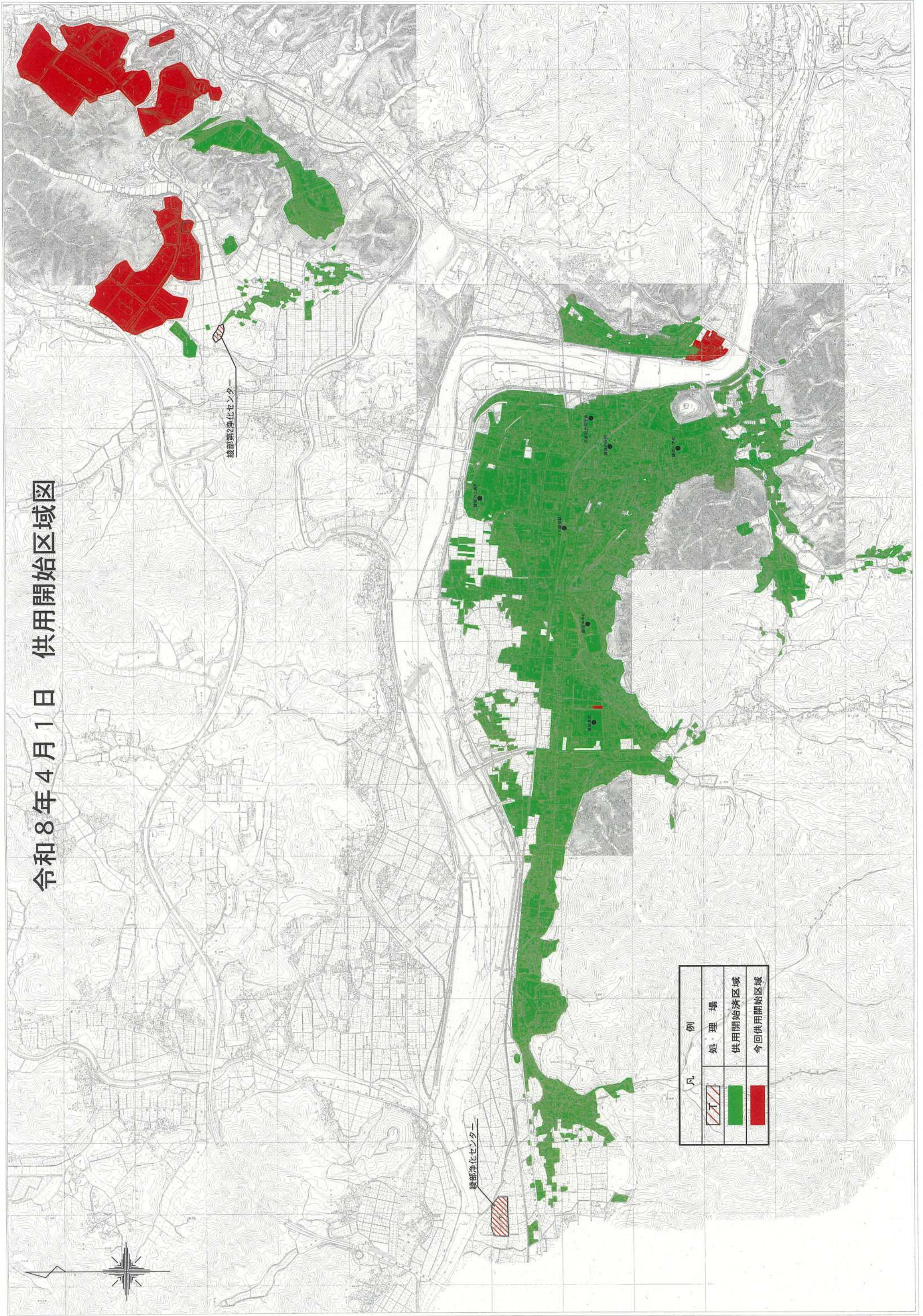
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

- 1 供用を開始すべき年月日 令和8年4月1日
- 2 下水を排除すべき区域 味方町、岡町、とよさか町、城山町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 味方町、岡町、とよさか町、城山町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和8年4月1日
- 6 下水を処理すべき区域 味方町、岡町、とよさか町、城山町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
名称 綾部浄化センター
 - (2) 位置 多田町後路49番地の1
名称 綾部第2浄化センター

令和8年4月1日 供用開始区域図



綾部市告示第 6 4 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託した
ので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 6 5 番地

氏 名 公益社団法人京都府獣医師会
会長理事 若 松 久 雄

2 委託の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 取り扱う歳入の範囲

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、保育園副食費、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上水道使用料

3 指定日

令和 7 年 3 月 5 日

4 歳入を納付する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第66号

公金事務の委託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

綾部市長 四 方 源太郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
雨林たばこ店	綾部市田野町風久呂1番地の3
京都丹の国農業協同組合 本店	綾部市宮代町前田20番地
ウエルシア綾部宮代店	綾部市宮代町宮ノ下12番地の1
丸金屋酒店	綾部市相生町23番地の4
有限会社 お酒のヒラタ	綾部市駅前通17番地
フレッシュバザール綾部幸通り店	綾部市幸通り23番地
バザールタウン綾部アスパ館	綾部市綾中町花ノ木30番地
バザールタウン綾部ストック館	綾部市西町三丁目
マツモトあやべ店	綾部市宮代町宮ノ下16番地の2
生鮮&業務スーパー青野店	綾部市青野町高田76番地
エフエッチ商店	綾部市青野町西ノ後15番地の13
仁丹堂薬局	綾部市相生町30番地の6
セブン-イレブン綾部井倉町店	綾部市井倉町南大町2番地
ファミリーマート綾部駅前通店	綾部市駅前通39番地の2
松田紙店	綾部市西町二丁目93番地
ローソン綾部高東分校前店	綾部市川糸町南古屋敷20番地の4
株式会社 オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ14番地の1
ワインショップ高本	綾部市本町四丁目1番地の5
株式会社 サンコード	綾部市井倉町樋ノ元9番地
株式会社 ジュンテンドー綾部店	綾部市青野町西中居30番地
有限会社 佐々木酒店	綾部市西町二丁目98番地
寿産業有限会社	綾部市青野町館ノ後56番地
モリモト薬局	綾部市西町一丁目47番地
モリモト薬局Rivi店	綾部市青野町西ノ後43番地
ローソン綾部西町店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ココカラファイン綾部店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ローソン綾部宮代店	綾部市宮代町門ノ前14番地
オサトマーケット八百仁	綾部市田町4番地

告 示

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
生鮮&業務スーパー綾部店	綾部市大島町ニ反目9番地の1
ARワーク株式会社	綾部市安場町打越2番地の3
ゴダイドラッグ綾部店	綾部市大島町畠田10番地の4
セブン-イレブン綾部高津店	綾部市高津町三反田8番地の1
セブン-イレブン綾部大島町店	綾部市大島町沓田1番地の18
ドラッグユタカ綾部店	綾部市大島町南和田11番地
ドラッグストアコスモス綾部店	綾部市上延町八反37番地の1
マルゼンしかた	綾部市里町西ノ糸11番地の6
京都丹の国農業協同組合綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田1番地
京都生活協同組合中丹支部	綾部市桜が丘三丁目5番地の2
ファミリーマート綾部下八田店	綾部市下八田町大坪8番地
ローソン綾部湊垣店	綾部市湊垣町高野23番地の1
株式会社 コメリハードアンドグリーン綾部店	綾部市下八田町堂ノ下13番地の1
八木株式会社綾部営業所	綾部市湊垣町古川12番地
セブン-イレブン綾部下八田店	綾部市下八田町角田19番地の1
ふれあい弥仙の里	綾部市於与岐町宮ノ下17番地
片山商店	綾部市広瀬町宮ノ前7番地
山家ふれあいの駅運営委員会	綾部市上原町戸尻8番地の5、8番地の6
いこいの村栗の木寮	綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
たかお商店	綾部市十倉名畑町欠戸18番地の6
横田商店	綾部市館町下館58番地の2
株式会社 清水設備工業	綾部市栗町ウケ川30番地
有限会社 空山の里	綾部市鍛冶屋町花ノ木6番地の4
京美堂	綾部市物部町南前田18番地
京都丹の国農業協同組合綾部西部地域農業振興係	綾部市新庄町太ヶ鼻8番地
山本商店	綾部市志賀郷町成田15番地
志賀郷地域振興協議会	綾部市志賀郷町北町17番地
五泉の里	綾部市五泉町西巻49番地の3
株式会社 オギノ	綾部市本町三丁目26番地の1
ドラッグストアコスモス綾部井倉店	綾部市井倉町日渡り8番地の1
二王の栖	綾部市睦寄町市場下8番地の2
大島ストアー	綾部市豊里町福垣153
ほっとはあとショップ あやふく	綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内

2 取り扱う歳入の範囲
指定ごみ袋手数料

3 指定日
令和8年4月1日

4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

綾部市告示第 6 7 号

綾部市婚活支援事業費補助金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 1 9 号）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第 6 8 号

綾部市地域公共交通会議設置要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 8 5 号）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第69号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F

2 歳入の種類
寄附金

3 指定日
令和8年4月1日

綾部市告示第70号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 JALUX	東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 12階

2 歳入の種類
寄附金

3 指定日
令和8年4月1日

綾部市告示第 7 1 号

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 2 5 号）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第 7 2 号

綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 1 6 4 号）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第 7 3 号

綾部市更生訓練費支給要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 1 0 1 号）は、廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第74号

綾部市健康づくり推進事業実施要綱（昭和53年綾部市告示第42号）は、廃止する。

令和8年4月1日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第75号

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱（令和3年綾部市告示第43号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

綾部市長 四 方 源太郎

別表備考中「第15条第45項」を「第15条第42項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第76号

綾部市創業サポート奨励金交付要綱（平成25年綾部市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

別表中「開業・経営承継支援資金 創業（開業）型」を「創業支援資金 創業型」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 7 7 号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表備考の項中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第78号

綾部市満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第213号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

第4条第2号中「1,000円」を「2,000円」に改める。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第79号

綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成21年綾部市告示第42号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

第2条第4号中「行う」を「実施する」に、「建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあって」を「市長が特に認める場合」に改め、同条に次の1号を加える。

（7）多雪区域 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域をいう。

第3条第1号中「行う」を「実施する」に改め、同条第2号中「別表」を「別表第1」に、「行う」を「実施する」に改める。

第5条を次のように改める。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 一の木造住宅に係る耐震改修等に対する補助金の交付は、一の木造住宅につき1回に限るものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）補助金の交付を受けて既に耐震改修等を実施したことがある木造住宅（当該既に実施した耐震改修等が耐震改修であるときは、当該耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0未満であった場合のものに限る。）について、更に評点を1.0以上に向上させる耐震改修を実施する場合

（2）補助金の交付を受けて既に簡易耐震改修を実施したことがある木造住宅について、耐震改修を実施する場合

3 当該木造住宅が補助金の交付を受けて既に耐震改修を実施したことがあるものである場合における補助金の額は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

（1）一の木造住宅につき、耐震改修の設計及び工事に要する経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

（2）次に掲げる補助金の上限額から、既に実施した耐震改修等につき交付を受けた補助金の額を減じた額

ア 当該耐震改修に係る工事の完了後の評点を1.0以上に向上させる耐震改修 一の木造住宅につき115万円（多雪区域で実施される場合は、140万円）

告 示

イ 当該耐震改修に係る工事後の評点が0.7以上1.0未満となる耐震改修
一の木造住宅につき100万円（多雪区域で実施される場合は、120万円）

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額	補 助 金 の 上 限 額
耐 震 改 修	当該耐震改修に係る工事後の評点が1.0以上となる耐震改修に要する経費	一の木造住宅につき、耐震改修の設計及び工事に要する経費に5分の4を乗じて得た額	一の木造住宅につき115万円（多雪区域で実施される場合は、140万円）
	当該耐震改修に係る工事後の評点が0.7以上1.0未満となる耐震改修に要する経費		一の木造住宅につき100万円（多雪区域で実施される場合は、120万円）
簡易耐震改修	簡易耐震改修に要する経費	一の木造住宅につき、簡易耐震改修の実施に要する経費に5分の4を乗じて得た額	一の木造住宅につき40万円

様式第1号中「□ 工事後の評点が0.7以上1.0未満の改修を行う場合は、その理由がわかる書類」を削る。

様式第5号中「評点が 以上」を「評点 」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第 8 1 号

綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成 3 1 年綾部市告示第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 1 2 条第 1 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改める。

別表 3 の項中「4 0 万円」を「2 0 万円（地域貢献活動推進事業又は災害対応力向上事業と併せて行う場合にあっては、4 0 万円）」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 8 2 号

くらしの資金償還金の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

2 取り扱う歳入の範囲

くらしの資金貸付事業償還金

3 指定日

令和 7 年 3 月 5 日

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

綾部市訓令甲第2号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和36年綾部市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「扶養手当」を「第2種初任給調整手当、扶養手当」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第3号

庁 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

綾部市長 四方 源太郎

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和36年綾部市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長決裁事項の項第12号を次のように改める。

（12）重要な市有財産及び物件の管理及び賃貸に関する事。

別表第1市長決裁事項の項第15号を削り、同項第16号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

（16）職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）の任免その他重要な人事及び給与に関する事。

別表第1市長決裁事項の項第17号を削り、同項第18号を同項第17号とし、同項第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同項第20号の次に次の1号を加える。

（21）議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年綾部市条例第44号）第2条に規定する議会の議決に付すべき契約及び同条例第3条に規定する議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の施行決定に関する事。

別表第1市長決裁事項の項第22号から第26号までを削り、同項第27号を同項第22号とし、同項第28号を同項第23号とする。

別表第2市長公室長専決事項の項を次のように改める。

市長公室長専決事項

行政事務の運営調整に関する事。

別表第3職員課長専決事項の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同表財政課長専決事項の項に次の1号を加える。

（3）起債計画に関する事。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市公告第 2 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 3 月 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第23号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年3月11日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 2 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、地域計画（案）を作成したので、同条第 7 項の規定により公告する。

なお、地域計画（案）は、農政課及びホームページにおいて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 1 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第25号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第26号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第27号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第28号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第30号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 3 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 3 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 3 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第34号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 3 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第36号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月13日

綾部市長 四 方 源太郎

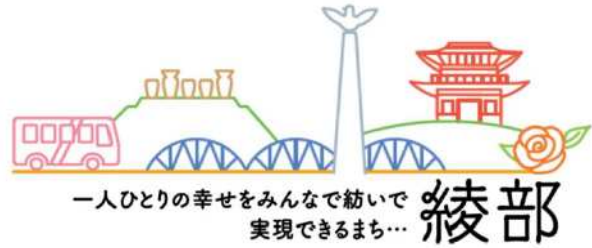
綾部市公告第 3 7 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 8 年 3 月 1 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 令和 8 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和8年度 《第1回》綾部市職員採用試験

■ 募 集 職 種

事務職員・消防職員

■ 受 付 期 間

令和8年3月16日（月）～令和8年4月22日（水）

■ 採 用 予 定 日

令和9年4月1日 または 令和8年度内

事務職員（デジタル人材）・建築技師・土木技師
を別途、通年募集しています。



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分		採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	一般	若干名	平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した方若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方 ※ただし、令和9年3月までに高等学校卒業見込みの方は除きます。	一般事務に従事
	社会人		平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	
消防職員	一般	若干名	平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した方若しくは大学を令和9年3月までに卒業見込みの方 ※ただし、令和9年3月までに高等学校卒業見込みの方は除きます。	消防・救急業務に従事
	社会人		平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	

<職務経験について>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和8年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の内容、日時及び場所

試験区分		試験内容	日時	場所
第1次試験	一般	一般教養試験又はSPI3試験の選択	令和8年5月9日(土)	綾部市役所
	社会人	SPI3試験	午前9時30分 (受付:午前9時から)	
第2次試験	共通	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和8年5月30日(土)	
第3次試験	共通	面接試験	令和8年6月21日(日)	

- ※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。
- ※ 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

試験内容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式、試験時間120分、試験問題は学歴別
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分、試験問題は学歴別
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座位前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体おこし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和8年度第1回度綾部市職員採用試験申込フォーム」から申し込んでください。</p> <p>【一 般】 https://logoform.jp/form/39Fi/1478074 一般 </p> <p>【社会人】 https://logoform.jp/form/39Fi/1478079 社会人 </p> <p>*右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p>
受付期間	<p>*令和8年3月16日(月)午前8時30分～令和8年4月22日(水)午後5時15分</p> <p>*受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。</p> <p>*メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。</p> <p>*使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。</p> <p>*申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。</p> <p>*申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>
当日受付	<p>第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。</p>

※インターネットによる申込みができない方は、令和8年4月15日(水)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和8年5月21日(木)午前10時
綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和8年5月30日(土)午前10時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2)第2次合格発表 令和8年6月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 令和8年7月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和9年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和8年度中の採用になる場合があります。なお、この名簿は、令和10年3月31日まで有効です。
- (2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和8年4月1日現在)

区 分	大卒32歳 (職務経験10年)	大学の 新卒者	短期大学の 新卒者	高等学校の 新卒者
初任給 (基本給+地域手当)	322,712円	248,240円	231,655円	214,321円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL0773-42-4228





令和8年度

綾部市職員採用試験

《通年募集・通年採用》

■ 募 集 職 種

事務職員（デジタル人材）
土木技師
建築技師

■ 受 付 期 間

随時受け付けます。

■ 採 用 予 定 日

令和9年4月1日 または 令和8年度内



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた方で、 学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、 <u>専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方</u>	情報系システム関係業務に従事
		平成3年4月2日以降に生まれた方で、 学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、 <u>民間企業等で通算して3年以上情報系システム関係の保守業務の職務経験を有する方</u>	
土木技師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、 学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、 <u>専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方</u>	土木関係業務に従事
		昭和61年4月2日以降に生まれた方で、 学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、 <u>民間企業等で通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方</u>	
		平成8年4月2日以降に生まれた方で、 学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、 <u>土木関係業務に興味のある方(専門知識、経験不問)</u> ※採用後、指定する研修プログラムの受講やOJTを通して、 専門知識を修得していただきます。	
建築技師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、 <u>建築士(1級又は2級)の免許を有する方</u>	建築関係業務に従事
		昭和61年4月2日以降に生まれた方で、 学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、 <u>専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方</u>	
		昭和61年4月2日以降に生まれた方で、 学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、 <u>民間企業等で通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方</u>	

<職務経験について>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、申し込み時点において、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	書類選考試験	随時受け付けます。	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験	第1次選考合格後に案内します。	
第3次試験	面接試験	第2次選考合格後に案内します。	


※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

その場合は、受験者本人にメールでお知らせします。

※ 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

試 験 内 容	
書類選考試験	エントリーシートを審査し、合格基準点に達するものを選考
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和8年度＜通年募集＞綾部市職員採用試験申込フォーム(エントリーシート)」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/1480145 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p>	
受付期間	<p>*随時受け付けます。(採用予定人員を満たした場合は、受付を終了します。) *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、申し込みができない場合は、職員課まで連絡してください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>	

※インターネットによる申し込みができない方は、職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
 試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 受験者本人にメールで通知します。
- (2)第2次合格発表 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和9年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和8年度中の採用になる場合があります。

6 給与、福利厚生等

(令和8年4月1日現在)

区 分	大卒32歳 (職務経験10年)	大学の 新卒者	短期大学の 新卒者	高等学校の 新卒者
初任給 (基本給+地域手当)	322,712円	248,240円	231,655円	214,321円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL0773-42-4228



綾部市公告第38号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年3月17日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 39 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 17 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第40号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和8年3月19日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第41号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月24日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第42号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年3月24日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第43号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和8年3月27日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第44号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年3月31日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第45号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき高齢者用肺炎球菌感染症予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

- 1 実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 2 自己負担 5,500円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度あり
(事前に申請手続きが必要)
- 3 対 象 65歳の者
60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、日常生活が極度に制限される人
(身体障害者手帳1級相当)

4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
大久保医院	本町8丁目115
あやべ協立診療所	駅前通1
志賀整形外科クリニック	宮代町15
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10
西村医院	栗町小東4-3

綾部市公告第46号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき带状疱疹予防接種を実施するので、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

- 1 実施期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- 2 対 象 綾部市に住所を有し、接種を希望する下記の人
 - (1) 年度内に65歳を迎える人
 - (2) 接種日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級相当）
 - (3) 年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える人
- 3 実施方法 医療機関における個別接種
- 4 接種回数 生ワクチン 1回
組換えワクチン 2回
- 5 自己負担額 1回につき
生ワクチン 4,000 円
組換えワクチン 10,000 円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度あり（事前に申請手続きが必要）
- 6 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
あ や べ 協 立 診 療 所	駅前通1
大 久 保 医 院	本町8丁目115
志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宮代町15
西 村 医 院	栗町小東4-3
野 間 医 院 八 田 診 療 所	上杉町渋市2
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
山 下 整 形 外 科 医 院	青野町西青野28-3
由 良 産 婦 人 科 ・ 小 児 科	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10
綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所	志賀郷町北町19-2
綾 部 市 中 上 林 診 療 所	八津合町縄手1
綾 部 市 奥 上 林 診 療 所	故屋岡町三反田15

綾部市公告第47号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

1. 接種実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 個別接種対象年齢

予防接種名		対 象
五種混合 (DPT-IPV-Hib) 1期		生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者
三種混合 (DPT)		
不活化ポリオ単独 (IPV)		
二種混合 (DT) 1期		
二種混合 (DT) 2期		十一歳以上十三歳未満の者
麻しん・風しん	第1期	生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
	第2期	五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
	特例措置	令和六年度内に生後二十四月に達する又は達した者 令和六年度における第2期の対象者
風しん	第5期特例	昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した者
日本脳炎	第1期	生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
	第2期	九歳以上十三歳未満の者
	特例措置	平成七年四月二日～平成十九年四月一日生で二十歳未満の者
結核 (BCG)		一歳に至るまでの間にある者
ヒブ		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防ワクチン (HPV)		十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘		生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
B型肝炎		一歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス		生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

RS ウイルス	妊娠二十八週から妊娠三十七週に至るまでの間にある者
---------	---------------------------

3. 個別接種実施医療機関 結核 (BCG) は (*) のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	備 考
綾部市立病院 (*)	青野町	4 3 - 0 1 2 3	
京都協立病院 (*)	高津町	4 2 - 0 4 4 0 4 2 - 0 0 2 5 (小 児科直通)	ヒブ、RS ワクチンは実施なし。
大久保医院	本 町 8 丁目	4 2 - 1 1 9 0	HPV のみ実施。
野間医院八田診療所	上杉町	4 4 - 0 0 0 1	MR 二期、日本脳炎二期、二種混合のみ 実施。
由良産婦人科小児科 医院	本 町 1 丁目	4 2 - 2 5 2 8	IPV、二種混合、日本脳炎二期と特例措 置は実施なし。
西村医院	栗 町 小 東	4 7 - 0 3 2 1	HPV のみ実施。
横山医院	若松町	4 2 - 1 0 7 3	ロタ、IPV、HPV、RS ワクチンは実施 なし。

綾部市公告第48号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく風しん第5期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

1. 実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
2. 対 象 以下のすべてを満たす者
 (1) 綾部市に住民登録がある昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
 (2) 平成26年4月以降、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であった者
 (3) MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者
3. 実施方法 医療機関における個別接種
4. 自己負担額 なし（クーポン券の利用による）
5. 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
畑 内 科 医 院	青野町高田91
由 良 産 婦 人 科 小 児 科	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10

6. その他

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第2項及び予防接種法施行規則（昭和33年厚生省令第27号）第2条の8第4号に基づく特例による実施

綾部市上下水道事業管理規程第1号

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

綾部市長 四方 源太郎

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務分掌規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条上水道課の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条下水道課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第2号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

綾部市長 四方 源太郎

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の
一部を改正する規程

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、納入通知書又は口座振替」を「又は納入通知書」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第3号

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

綾部市長 四方 源太郎

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務決裁規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 管理者決裁事項の項第7号中「事業の用」を「重要な事業の用」に、「処分」を「及び処分」に改め、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第12号及び第13号を削り、同項第14号を同項第11号とし、同項第15号から第17号までを3号ずつ繰り上げ、同項第14号の次に次の2号を加える。

（15） 予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負の施行決定に関すること。

（16） 予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いの施行決定に関すること。

別表第1 管理者決裁事項の項第18号から第25号までを削り、同項第26号を同項第17号とし、同項第27号から第30号までを9号ずつ繰り上げる。

別表第2 部長専決事項の項第3号中「2,000万円」を「15,000万円」に改め、「一件3,000万円未満の」を削り、同項第4号中「1,000万円未満の物品購入等」を「2,000万円未満の物品の購入、製作、修繕等（以下「物品購入等」という。）」に、「及び一件2,000万円未満の」を「及び」に改め、同項第5号中「500万円未満の支出負担行為及び一件100万円以上の」を「100万円以上の支出負担行為及び」に改め、同項第6号及び第7号中「一件1,000万円未満の」を削り、同項第8号中「一件見積価格300万円未満の」を削り、同項第9号中「一件100万円未満の」を削り、同項第12号を次のように改める。

（12） 職員（地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限る。）の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱いに関すること。

別表第2 部長専決事項の項に次の3号を加える。

（13） 労働協約に関すること。

（14） 起債計画に関すること。

(15) 一時借入金に関すること。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第4号

綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

綾部市長 四方 源太郎

綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程を廃止する規程

綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第21号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市議会規程第1号

綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

綾部市議会議長 松本幸子

綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年綾部市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、同年6月14日から施行する。

綾部市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

綾部市教育委員会
教育長 小 林 治

綾部市教育委員会規則第 1 号

綾部市立幼稚園規則の一部を改正する規則

綾部市立幼稚園規則（昭和 3 0 年綾部市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「1 0 5 人」を「9 0 人」に改める。

第 1 3 条中「3 5 名」を「3 0 名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する幼稚園における園児の定員及び 1 学級の幼児数については、この規則による改正後の第 1 2 条及び第 1 3 条の規定にかかわらず、令和 1 4 年 3 月 3 1 日までは、なお従前の例によることができる。

綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第12回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和8年3月26日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和8年3月31日（火）午後2時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - 議第7号 綾部市立小中学校における通級による指導実施要綱の制定について
 - 議第8号 綾部市給食費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議第9号 綾部市立幼稚園規則の一部改正について
 - 議第10号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程の一部改正について

綾部市教育委員会告示第4号

綾部市立小中学校における通級による指導実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

綾部市立小中学校における通級による指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第140条及び第141条の規定に基づき、綾部市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に対し、通級による指導を行う際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置校及び通級による指導の形態)

第2条 通級による指導を行う教室（以下「通級指導教室」という。）は、綾部市内の小学校又は中学校に設置するものとする。

2 通級による指導の形態は、次に掲げるものとする。

- (1) 自校通級 通級指導教室を設置する綾部市内の小学校又は中学校（以下「設置校」という。）に在籍する児童生徒が、自校の通級指導教室において指導を受ける形態
- (2) 巡回指導 設置校以外に在籍する児童生徒が、通級指導教室担当者による訪問により、自校において指導を受ける形態
- (3) 他校通級 設置校以外に在籍する児童生徒が、設置校の通級指導教室において指導を受ける形態

(対象児童生徒)

第3条 通級による指導の対象となる児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）は省令第140条各号のいずれかに該当する者とし、在籍する学校の校長（以下「在籍校の校長」という。）は対象児童生徒について、通級による指導の必要性を審査するとともに、対象児童生徒の保護者の承諾を得たものとする。

(通級による指導の開始)

第4条 通級による指導を受けようとする対象児童生徒の保護者は、綾部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める書類を在籍校の校長に提出しなければならない。

- 2 在籍校の校長は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査の上、通級による指導の可否を決定するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による決定をしたときは、在籍校の校長及び保護者に通知するものとする。

5 通級による指導の期間は、入級を決定した日からその年度末までとする。

(特別の教育課程の編成等)

第5条 通級による指導を行う場合は、省令第140条及び第141条の規定による特別の教育課程を編成して実施するものとする。

2 在籍校の校長は、対象児童生徒に係る教育課程の編成について、通級による指導を行う学校(以下「通級指導校」という。)の校長と協議を行うものとする。ただし、在籍校と通級指導校が同じ場合にあつては、直ちに教育課程の編成を行うものとする。

3 在籍校の校長は、前2項の規定により編成した対象児童生徒の特別の教育課程について、教育委員会が別に定める書類を教育委員会に提出するものとする。

(通級による指導の終了)

第6条 在籍校の校長は、通級による指導を受けている対象児童生徒について、通級による指導を実施する必要がなくなったと認めるときは、教育委員会が別に定める書類を教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該指導が巡回指導又は他校通級により行われているときは、あらかじめ通級指導校の校長と協議を行わなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による書類の提出があつたときは、通級による指導の終了について、在籍校の校長及び保護者に通知するものとする。

(他校通級に係る保護者の責任等)

第7条 他校通級による指導を受ける対象児童生徒については、保護者の責任と費用負担において通級させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

2 綾部市他校通級実施要綱(平成7年綾部市教育委員会告示第6号)は、廃止する。

綾部市教育委員会告示第5号

綾部市給食費補助金交付要綱（令和4年綾部市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

第1条中「（以下「学校等」という。）」を削る。

第3条を次のように改める。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）幼稚園及び中学校 幼児又は生徒1人1食当たり100円

（2）小学校 児童に給食を提供するために要する食材費相当額

様式第1号中「人数（ 人）×給食日数（ 日）×50円」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表（2）の項を次のように改める。

<p>（2）地震、 水害、火 災その 他の災 害によ り職員 が勤務 しない ことが 相当で あると 認めら れる場 合</p>	<p>次のい れかに 該当す ること となっ た場合 である。 （1）職 員の現 住居が 滅失し 、又は 損壊し た場合 で、当 該職員 がその 復旧作 業を行 い、又 は一時的 に避難 してい るとき。 （2）職 員と</p>	<p>7日以内 でその 都度必 要と認 める期 間</p>	<p>病気休 暇・特別 休暇申 請書（別 記第2 号様式）</p>	<p>校長</p>	<p>特休</p>	<p>特別休 暇（そ の他）</p>	
--	--	---	---	-----------	-----------	----------------------------	--

	<p>同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該者のうち当該職員以外の者にはそれらの確保を行うことが困難であるとき。</p> <p>(3) (1) 及び (2) に準じるとして京都市府人事委員会が定める場合</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第4号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
私有車利用による旅行に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する規程（令和2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「車検証（写）」を「車検証及び車検証記録事項（写）」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

綾部市公平委員会
委員長 森 津 一 男

綾部市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 2 年綾部市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「企画調整担当、連携推進担当」を「企画担当」に改め、「文書統計担当」を削り、「行政デジタル推進担当」を「デジタル推進担当」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市公平委員会告示第1号

令和8年3月25日開催の公平委員会の会議において、下記の委員を委員長に選任しました。

令和8年3月25日

綾部市公平委員会

委員長職務代理 梅 田 貴美子

記

住 所 綾部市八津合町日置村中8番地

氏 名 森 津 一 男

綾部市選挙管理委員会告示第59号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

520人

綾部市選挙管理委員会告示第60号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,660人

綾部市選挙管理委員会告示第61号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 330人

綾部市選挙管理委員会告示第62号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市ハート交流センター	綾部市新宮町 9 1
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ (市民センター)	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市農業振興センター	綾部市多田町寺田 2 - 2
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 ひいらぎルーム	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原町公民館	綾部市西原町弓矢 1 3
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター	綾部市武吉町中井根 3 5
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 会議室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	私市東老人憩の家	綾部市私市町北京 1 8
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 3 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	第一区公民館	綾部市睦合町在中 4 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	草壁公民館	綾部市睦寄町堂ノ下
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第63号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所まちづくりセンター1階第1会議室	綾部市若竹町8番地の1	令和8年3月20日（金）から 令和8年4月4日（土）まで 午前8時30分から午後8時まで
上林いきいきセンター	綾部市八津合町上荒木5番地	令和8年4月2日（木）から 令和8年4月4日（土）まで 午前9時から午後7時まで
西部いきいきセンター	綾部市物部町東野46番地の1	令和8年4月2日（木）から 令和8年4月4日（土）まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第64号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第65号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第67号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 開票場所 綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）
綾部市西町三丁目南大坪39番地の10
- 2 開票日時 令和8年4月5日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第68号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第69号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和8年3月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 場 所 綾部市役所本庁北3階奥会議室
綾部市若竹町8番地の1
- 2 日 時 令和8年4月2日（木）午後5時10分から

綾部市選挙管理委員会告示第70号

令和8年3月19日付け綾部市選挙管理委員会告示第65号で告示した令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

令和8年3月30日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第71号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 綾部市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,210,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	四方 源太郎	所属党派	無所属	期間	12月8日から 2月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	大 槻 悟					

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
自由民主党京都府支部連合会		100,000 円	人件費	237,400 円
立憲民主党京都府総支部連合会		100,000 円	家屋費	262,490 円
国民民主党京都府総支部連合会		100,000 円	選挙事務所費	245,000 円
こども・保育政治連盟京都府支部		50,000 円	集会会場費	17,490 円
部落解放同盟京都府連合会		10,000 円	通信費	円
四方 耕 治	会 社 員	100,000 円	交通費	円
阿 部 淳 六	無 職	100,000 円	印刷費	741,812 円
萩 原 豊 久	市議会議員	10,000 円	広告費	230,350 円
今 海 博 文	自営業	10,000 円	文具費	25,971 円
			食糧費	188,680 円
			休泊費	円
			雑 費	207,181 円
その他の寄附		0 円		
その他の収入		1,313,884 円		
今 回 計		1,893,884 円	今 回 計	1,893,884 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		1,893,884 円	総 計	1,893,884 円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	452,632 円
	計	586,712 円

報告書受理年月日	令和8年2月9日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 綾部市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,210,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	四方源太郎	所属党派	無所属	期間	2月4日から 2月24日まで	第2回分
出納責任者氏名	大槻 悟					

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額)	
福多弘祐 会社役員 137,214円	人件費 円
	家屋費 46,200円
	選挙事務所費 46,200円
	集合会場費 円
	通信費 41,813円
	交通費 円
	印刷費 円
	広告費 137,214円
	文具費 円
	食糧費 円
	休泊費 円
	雑費 220円
その他の寄附 0円	
その他の収入 88,233円	
今回計 225,447円	今回計 225,447円
前回計 1,893,884円	前回計 1,893,884円
総計 2,119,331円	総計 2,119,331円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	—円
	ポスターの作成	—円
	計	—円

報告書受理年月日	令和8年3月9日	第2回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 綾部市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5, 210, 800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安富政治	所属党派	無所属	期間	1月10日から 1月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	杉山 充					

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額)	
みなんでつくる綾部民主市政の会 1,115,409 円	人件費 円
	家屋費 54,880 円
	選挙事務所費 45,000 円
	集会会場費 9,880 円
	通信費 円
	交通費 円
	印刷費 652,480 円
	広告費 159,375 円
	文具費 18,237 円
	食糧費 185,224 円
	休泊費 円
	雑 費 45,213 円
その他の寄附 0 円	
その他の収入 0 円	
今 回 計 1,115,409 円	今 回 計 1,115,409 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 1,115,409 円	総 計 1,115,409 円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	452,400 円
	計	586,480 円

報告書受理年月日	令和8年1月27日	第1回報告分
----------	-----------	--------

綾部市選挙管理委員会告示第72号

令和8年1月25日執行の綾部市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 綾部市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

2,925,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺正則	所属党派	無所属	期間	1月8日から 2月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	永本 功					

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
こども・保育政治連盟京都府支部		30,000 円	人件費	60,000 円
			家屋費	113,080 円
			選挙事務所費	94,840 円
			集合会場費	18,240 円
			通信費	410 円
			交通費	円
			印刷費	632,573 円
			広告費	281,350 円
			文具費	15,480 円
			食糧費	116,855 円
			休泊費	円
			雑 費	122,814 円
その他の寄附	6件	26,200 円		
その他の収入		800,210 円		
今 回 計		856,410 円	今 回 計	1,342,562 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		856,410 円	総 計	1,342,562 円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	33,520 円
	ポスターの作成	452,632 円
	計	486,152 円

報告書受理年月日	令和8年2月6日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 綾部市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
2,925,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	足立明代	所属党派	無所属	期間	1月16日から 1月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	足立明代					

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
山田貴久	会社役員	70,000円	人件費	70,000円
			家屋費	0円
			選挙事務所費	円
			集合会場費	円
			通信費	円
			交通費	円
			印刷費	486,152円
			広告費	円
			文具費	円
			食糧費	円
			休泊費	13,100円
			雑費	円
その他の寄附		0円		
その他の収入		13,100円		
今回計		83,100円	今回計	569,252円
前回計		0円	前回計	0円
総計		83,100円	総計	569,252円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	33,520円
	ポスターの作成	452,632円
	計	486,152円

報告書受理年月日	令和8年2月2日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 綾部市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

2,925,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	足立輝希	所属党派	無所属	期間	1月13日から 1月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	足立輝希					

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
藤田 拳太	自営業	20,000円
吉岡 正貴	会社員	10,000円
山下 大悟	会社員	10,000円
岡田 嘉子	会社員	10,000円
朝子 智貴	会社員	10,000円

その他の寄附	0円
その他の収入	100,000円
今回計	160,000円
前回計	0円
総計	160,000円

支 出

人件費	60,000円
家屋費	0円
選挙事務所費	円
集合会場費	円
通信費	円
交通費	円
印刷費	453,212円
広告費	25,970円
文具費	14,271円
食糧費	828円
休泊費	円
雑費	12,446円

今回計	566,727円
前回計	0円
総計	566,727円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	一円
	ポスターの作成	452,632円
	計	452,632円

報告書受理年月日	令和8年2月9日	第1回報告分
----------	----------	--------

綾部市選挙管理委員会告示第73号

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

1	閲覧年月日	令和7年4月4日
	閲覧申出者の氏名	吉崎 篤子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市岡町四ツ尾下26の2
	閲覧目的の概要	後援会活動
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	中筋地区全域
2	閲覧年月日	令和7年9月3日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 共同通信社 社長 沢井 俊光
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都港区東新橋1-7-1
	閲覧目的の概要	政治・選挙に関する世論調査
	委託者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部市第16投票区

3	閲 覧 年 月 日	令和7年9月22日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	井 田 佳代子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市味方町畦田30
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	味方町、上野町、野田町、並松町、寺町、青野町、下八田町、上八田町、岡安町、七百石町、中筋町、湊垣町、田町、紫水ヶ丘、高倉町、有岡町、多田町、小呂町、星原町、桜が丘
4	閲 覧 年 月 日	令和7年11月25日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	吉 崎 篤 子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市岡町四ツ尾下26の2
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	中筋地区全域、志賀郷地区全域

綾部市十倉財産区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和8年3月26日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和8年3月19日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 四方 源太郎

付議事件

- 1 令和7年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 2 令和8年度綾部市十倉財産区特別会計予算